

制度改正経過概要（主として事業統計に関連のある事項）

〔平成21年4月1日現在〕

船 員 保 険（昭14. 4. 6 公布）

保 険 事 故

- 昭 15. 3. 1 ~ 被保険者の疾病、負傷、老齡、障害、脱退、死亡。
- 22. 11. 1 ~ 被保険者の失業を追加。
- 23. 9. 1 ~ 被扶養者の疾病、負傷、死亡を追加。
- 29. 5. 1 ~ 被保険者及び被扶養者の分娩を追加。
- 38. 8. 1 ~ 被保険者の職務上の事由による行方不明を追加。
- 48. 12. 1 ~ 通勤災害を職務上災害の場合に準じて保護。
- 61. 4. 1 ~ 老齡、脱退及び職務外の事由による障害、死亡を削除。
- 平 7. 4. 1 ~ 被保険者の雇用の継続が困難となる事由の発生を追加。

適 用

1. 被 保 険 者

- 昭 15. 3. 1 ~ 強 制 - : 船員法第1条に規定する船員（ただし、官吏、一般漁船船員、外国人を除く）
年金任意継続 - : 10年以上15年未満被保険者であった者。
- 20. 4. 1 ~ 強制に予備船員を加える。年金任継は7年以上15年未満被保険者であった者に緩和。
- 21. 1. 26 ~ 外国人にも適用。
- 22. 12. 1 ~ 一般漁船船員にも適用（ただし、失業部門は一部適用）。
- 24. 7. 27 ~ 外国船舶に配乗される船員にも適用。
- 26. 1. 1 ~ 恩給法の適用を受ける者は適用除外。
- 29. 5. 1 ~ 年金任継は7年6月以上15年未満被保険者であった者に緩和。
- 30. 1. 1 ~ 市町村職員共済組合の組合員である被保険者は適用除外。
- 31. 7. 1 ~ 公共企業体職員等共済組合の組合員である被保険者は適用除外。
- 33. 11. 1 ~ 日本船舶を所有できる者が国内の港から外国の港まで回航する外国船舶に乗り組む船員に適用。
- 38. 4. 1 ~ 20トン以上30トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大。
- 46. 1. 1 ~ 20トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大。
- 47. 5. 15 ~ 沖縄の本土復帰により沖縄の船員に適用。
沖縄の厚生年金保険の被保険者であった者で、一定期間沖縄に住所を有していた者については、年金任継となるための被保険者期間を短縮。
- 49. 1. 1 ~ 20トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大（第2次）。
- 51. 3. 1 ~ 10トン未満の漁船船員に対する適用範囲の拡大（第3次）。
- 51. 7. 1 ~ 疾病部門に健康保険制度に準じた疾病任意継続被保険者制度を導入。
- 59. 8. 1 ~ 失業部門の60歳以後の新規資格取得者は適用除外（ただし、一定要件に該当する者には任意加入の暫定措置がある）。
- 61. 4. 1 ~ 職務外年金部門の被保険者は厚生年金保険の第3種被保険者とする。
- 平 15. 4. 1 ~ 疾病任意継続被保険者 - : 55歳以降60歳前に被保険者になった者に対する特例の廃止。
- 20. 4. 1 ~ 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者は、職務外疾病部門適用除外。

2. 被扶養者

- 昭 23. 9. 1 ~ 直系尊属、配偶者、子及び同一世帯に属する者で、専ら被保険者により生計を維持する者。
32. 5. 1 ~ 直系尊属、配偶者、子で主として被保険者により生計を維持する者。三親等以内の親族、内縁関係にある配偶者の父母及び子等で、同一世帯に属し、主として被保険者により生計を維持する者。
- 48.10. 1 ~ 孫及び弟妹について同一世帯の要件を廃止。
- 平 20. 4. 1 ~ 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者は、被扶養者とはならない。

3. 標準報酬

- 昭 15. 3. 1 ~ 年額 180円 ~ 1,800円（月額15円 ~ 150円） 12等級 変更時期は翌月。
20. 4. 1 ~ 月額 20円 ~ 250円 12等級
20. 7.16 ~ 変更時期は年4回。
21. 4. 1 ~ 月額 30円 ~ 750円 25等級 変更時期は翌月。
- 22.12. 1 ~ 月額 500円 ~ 8,000円 30等級
24. 6. 1 ~ 月額 2,000円 ~ 24,000円 19等級
26. 1. 1 ~ 月額 3,500円 ~ 24,000円 16等級 海難による推定死亡者の月額規定。
27. 4. 1 ~ 月額 4,000円 ~ 36,000円 21等級
29. 5. 1 ~ 月額 4,000円 ~ 36,000円 19等級
32. 4. 1 ~ 月額 5,000円 ~ 36,000円 18等級 歩合報酬の算定方法合理化。
報酬月額算定基準日設定。
37. 4. 1 ~ 月額 7,000円 ~ 52,000円 21等級
40. 5. 1 ~ 月額 9,000円 ~ 76,000円 25等級
41. 4. 1 ~ 月額 9,000円 ~ 104,000円 30等級
- 44.11. 1 ~ 月額12,000円 ~ 134,000円 32等級
- 46.10. 1 ~ 月額12,000円 ~ 150,000円 34等級
- 48.10. 1 ~ 月額12,000円 ~ 200,000円 39等級
- 48.11. 1 ~ 月額24,000円 ~ 200,000円 33等級
51. 8. 1 ~ 月額36,000円 ~ 340,000円 35等級
53. 1. 1 ~ 月額36,000円 ~ 380,000円 37等級
- 55.10. 1 ~ 月額45,000円 ~ 440,000円 36等級
- 59.10. 1 ~ 月額68,000円 ~ 710,000円 39等級 年金部門以外
（健康保険の標準報酬の等級区分の改定措置等の事情を勘案して、社会保険審議会の意見を聴いて政令をもって標準報酬等級表の上限を改定できる。）
- 60.10. 1 ~ 月額68,000円 ~ 470,000円 31等級 年金部門のみ
61. 4. 1 ~ 年金部門は厚生年金保険へ統合
- 平 4.10. 1 ~ 月額80,000円 ~ 980,000円 42等級
- 6.10. 1 ~ 月額92,000円 ~ 980,000円 40等級
13. 1. 1 ~ 月額98,000円 ~ 980,000円 39等級
19. 4. 1 ~ 月額58,000円 ~ 1,210,000円 47等級

4. 標準賞与額

15. 4. 1 ~ 上限 1月につき200万円。
19. 4. 1 ~ 上限 年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の累計額540万円。

5. 被保険者期間

- 昭 15. 6. 1 ~ 取得月から喪失月の前月まで、16日以後の取得、喪失はそれぞれ半月とする。
- 16.12. 8 ~ 戦時加算実施（ただし、脱退手当金は昭和19年1月1日～）
20. 4. 1 ~ 取得月に喪失したときは1月とする。
21. 4. 1 ~ 戦時加算打切。

- 29. 5. 1 ~ 厚生年金保険及び船員保険交渉法により厚生年金保険との被保険者期間を通算。
- 44.11. 1 ~ 旧令共済組合員期間中、昭和17年6月～20年8月の期間を被保険者期間とみなす。
- 47. 5.15 ~ 沖縄の本土復帰により、沖縄の厚生年金保険の第三種被保険者期間を船員保険の被保険者期間とみなす。
- 61. 4. 1 ~ 職務外年金部門の厚生年金保険への統合により、昭和61年3月31日以前の期間は4 / 3倍、昭和61年4月1日以後平成3年3月31日までの期間は6 / 5倍する。

保 険 給 付

1. 疾 病 給 付

(1) 療養の給付

- 昭 15. 6. 1 ~ 範囲 - : 診療、薬剤、治療材料の支給、処置・手術等の治療、病院等への収容、看護、移送。
職務上外を問わない。報酬年額1,800円を超える高級船員には給付しない。
全額給付。
給付期間は船員法による扶助終了後6月(ただし、結核性疾病については1年)
- 16. 7. 1 ~ 結核性疾病については、給付開始前1年間に6月以上の被保険者期間を要する。
- 18. 4. 1 ~ 結核性疾病の受給制限を給付開始前1年間に3月以上の被保険者期間に緩和。
- 18.10. 1 ~ 職務上の給付期間を9月とする(船員法による扶助を保険給付に繰入れ)
- 20. 4. 1 ~ 報酬年額1,800円を超える高級船員にも給付。給付期間を2年に延長。
- 22.12. 1 ~ 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の給付を追加(休養所の設置)
- 28.11. 1 ~ 給付期間を3年に延長。
- 29. 5. 1 ~ 行政庁の指定する船内診療所においても給付を実施。
- 32. 5. 1 ~ 職務外の事由で、資格喪失後引続き給付を受けるには、資格喪失前1年間に3月以上又は3年間に1年以上の被保険者期間を要する(ただし、災害補償相当給付を除く)
- 32. 7. 1 ~ 一部負担制実施(初診の際100円以内)
- 33.10. 1 ~ 新点数による給付実施。一部負担金の支払を要しない初診の規定を整備。
- 35. 7.19 ~ 職務上の傷病については、給付期間の制限を撤廃。
- 38. 4. 1 ~ 職務外の傷病についても給付期間の制限を撤廃(ただし、資格喪失後引続き給付を受ける者については、その給付開始後5年を限度とする)
- 40. 6. 1 ~ 療養の給付(入院及び看護を除く)について船舶内における給付制限を撤廃。
- 42. 9. 1 ~ 特例措置として一部負担制改正(初診の際200円) 投薬時一部負担制実施(1剤1日分ごとに15円...10月1日。標準報酬等級第9級(24,000円、被扶養者あるとき1人につき6,000円加算)以下免除)
- 44. 9. 1 ~ 一部負担制改正(初診の際200円)
投薬時一部負担制廃止。
- 53. 1. 1 ~ 一部負担制改正(初診の際600円)
- 56. 3. 1 ~ 一部負担制改正(初診の際800円。入院の際1月間1日につき500円、ただし、法第28条第2項該当者は250円)
- 58. 2. 1 ~ 老人保健法の規定による医療を受けることができる者には給付しない。
- 59.10. 1 ~ 職務外の事由の傷病について、一部負担制改正(療養の給付の額の $\frac{20}{100}$ (厚生大臣の告示する日までの間は $\frac{10}{100}$)相当額)。10円未満の端数は四捨五入。
- 60. 4. 1 ~ 船舶所有者及びその被保険者により構成する法人等は、本人の一部負担金について附加的な給付を行うことができる。
- 平 6.10. 1 ~ 療養の給付から入院時の食事の提供及び移送を引き離し「入院時食事療養費」「移送

費」として規定。

9. 9. 1 ~ 一部負担制改正（法律の本則に定める割合（療養の給付の額の $\frac{20}{100}$ 相当額）とする）。

外来薬剤一部負担制導入（〔内服薬〕投薬ごとに1日分につき1種類0円、2～3種類30円、4～5種類60円、6種類以上100円。〔外用薬〕投薬ごとに1種類50円、2種類100円、3種類以上150円。〔頓服薬〕投薬ごとに1種類につき10円。ただし6歳未満の者の薬剤負担は免除）。

14.10. 1 ~ 一部負担制改正（70歳に達する翌月以降、療養の給付の額の $\frac{10}{100}$ （政令で定める報酬額等以上の場合は $\frac{20}{100}$ ））。

15. 4. 1 ~ 外来薬剤一部負担制廃止。

一部負担制改正（70歳未満の場合、療養に要した額の $\frac{30}{100}$ ）。被保険者資格喪失後の継続給付制度の廃止。（平15. 3.31。ただし、職務上の傷病は除く。）

18.10. 1 ~ 一部負担制改正（70歳に達する月の翌月以降、政令で定める報酬額等以上の場合（現役並み所得者）は $\frac{30}{100}$ ）。

災害等の際の一部負担金の減免制度の導入。

20. 4. 1 ~ 一部負担制改正（70歳に達する月の翌月以降、療養に要した額の $\frac{20}{100}$ （現役並み所得者を除く）ただし、軽減特例措置により平成21年3月までは、療養に要した額の $\frac{10}{100}$ （保険者からの給付は療養に要した額の $\frac{80}{100}$ ））。

21. 4. 1 ~ 平成22年3月まで軽減措置を延長。

(2) 入院時食事療養費

昭 15. 6. 1 ~ 療養の給付の一部として入院時の食事の提供。

平 6.10. 1 ~ 療養の給付から引き離し、入院時食事療養費として平均的な家計における食費を勘案した定額の一部負担を導入。

一般1日600円、低所得者3ヵ月目まで1日450円、4ヵ月目以降1日300円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1日200円（平成8年9月まで）

8.10. 1 ~ 一般1日760円、低所得者3ヵ月目まで1日650円、4ヵ月目以降1日500円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1日300円。

13. 1. 1 ~ 一般1日780円、低所得者3ヵ月目まで1日650円、4ヵ月目以降1日500円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1日300円。

18. 4. 1 ~ 標準負担額が1日単位から1食単位の算定に改める。

一般1食260円、低所得者3ヶ月目まで1食210円、4ヶ月目以降1食160円、低所得者の老齢福祉年金受給権者1食100円

(3) 入院時生活療養費

平 18.10. 1 ~ 療養病床に入院する70歳以上の者の生活療養に要した費用について、保険給付として支給。

20. 4. 1 ~ 支給対象者を65歳以上の者に拡大。

(4) 保険外併用療養費

平 18.10. 1 ~ 評価療養（厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいう。）又は選定医療（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定めるものをいう。）を受けたときに支給。

(5) 特定療養費

昭 59.10. 1 ~ 特定承認保険医療機関で高度な先進技術の療養を受けたとき及び保険医療機関等で特別の病室、金・白金の歯科材料の使用を希望したとき等に支給（厚生大臣の定めた費用の

額の $\frac{80}{100}$ （厚生大臣の告示する日までの間は $\frac{90}{100}$ ）相当額）

- 平 18.10. 1 ~ 廃止
- (6) 療 養 費
- 昭 15. 6. 1 ~ 療養の給付をすることが困難な場合、緊急その他やむを得ない場合で、申請があったときに限り給付。療養の給付に準ずる。
23. 9. 1 ~ 給付額は現に要した費用以下とする。
32. 7. 1 ~ 療養に要した費用の額より、一部負担金相当額を控除した額を標準とする。
56. 3. 1 ~ 療養の給付をすることが困難であると都道府県知事が認めた場合、都道府県知事がやむを得ないと認めた場合に給付。療養の給付に準ずる。
- (7) 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費
- 平 6.10. 1 ~ 在宅療養患者が訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に訪問看護療養費を支給。
- (8) 移 送 費
- 昭 15. 6. 1 ~ 療養の給付の一部に移送。
- 平 6.10. 1 ~ 療養の給付から「移送費」として現金給付化。
- (9) 傷 病 手 当 金
- 昭 15. 6. 1 ~ 被保険者であった者（報酬年額1,800円以上の高級船員を除く）で、職務上外を問わず船員法による扶助終了後6月間（結核性疾病については1年以内）、1日について報酬日額 $\frac{60}{100}$ （独身入院者は $\frac{20}{100}$ ）を給付。
16. 7. 1 ~ 結核性疾病については、給付開始前1年間に6月以上の被保険者期間を要する。
18. 4. 1 ~ 結核性疾病に支給制限を給付開始前1年間に3月以上の被保険者期間に緩和。
- 18.10. 1 ~ 職務上の給付期間を9月とする（船員法による扶助を保険給付に繰り入れ）。
20. 4. 1 ~ 報酬年額1,800円以上の高級船員にも給付。被扶養者のいない入院中の者に対する給付額を1日について報酬日額の $\frac{40}{100}$ に改定。給付期間を2年に延長。
- 22.12. 1 ~ 職務上の支給額は4月間は報酬日額の全額、その後は $\frac{60}{100}$ 、さらに療養の給付終了後1月の範囲内で $\frac{60}{100}$ 、職務上の被扶養者のいない入院中の者に対しても減額しない。
- 28.11. 1 ~ 給付期間を3年に延長。
32. 5. 1 ~ 職務外の被扶養者のいない入院中の者に対する給付額を、1日につき報酬日額の $\frac{50}{100}$ とする。職務外の事由で、資格喪失後引続き給付を受けるには、資格喪失前1年間に3月以上又は3年間に1年以上の被保険者期間を要する。
35. 7.19 ~ 職務上の傷病については、給付期間の制限を撤廃。
- 48.11. 1 ~ 資格喪失後支給する職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和46年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に6.24～1.32の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
49. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和47年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に6.24～1.37の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
50. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和49年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に9.23～1.24の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
52. 4. 1 ~ 職務上の障害年金を受けるときは、傷病手当金は支給しない。
52. 8. 1 ~ 職務外の障害年金を受けるときは、傷病手当金は支給しない。
職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和51年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額

- に12.37～1.11の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
54. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和52年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に14.35～1.16の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
55. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和54年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に15.07～1.06の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
56. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和55年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に16.00～1.06の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
58. 2. 1 ~ 老人保健法の規定による被扶養者のいない入院中の者は標準報酬日額の $\frac{50}{100}$ 。
58. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和56年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に17.49～1.10の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
59. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和57年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に17.49～1.09の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
60. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和58年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に18.80～1.07の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
61. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和59年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に18.80～1.07の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
63. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和60年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に20.10～1.07の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
- 平元. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和62年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に20.10～1.06の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
2. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が昭和63年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に21.69～1.06の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
3. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成2年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に22.20～1.03の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
4. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成3年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に23.14～1.04の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
5. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成4年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に23.61～1.02の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
6. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成5年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に23.97～1.02の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
- 6.10. 1 ~ 入院の場合の減額規定の廃止。
7. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成6年3月31日以

前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に24.51～1.02の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

8. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成7年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に24.81～1.01の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
9. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成8年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.16～1.01の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
10. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成9年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.41～1.01の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
11. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成10年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.31～1.00の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
12. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成11年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.39～1.00の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
13. 4. 1 ~ 退職又は老齢を支給事由とする年金が支給される場合には、その合計額により傷病手当金との調整を行うこととした。
13. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成12年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.52～1.00の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
14. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成13年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.32～0.99の率を乗じて法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
15. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成14年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.10～0.99の率を乗じて、法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
16. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成15年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて、標準報酬日額に25.10～0.98の率を乗じて、法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
17. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が平成16年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.03～0.98の率を乗じて、法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
18. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成17年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.12～0.98の率を乗じて、法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
19. 4. 1 ~ 標準報酬日額の $\frac{2}{3}$ 相当額に引き上げ。
疾病任意継続被保険者への支給を、資格取得後1年以内に発した傷病に限定。
19. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成18年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.07～0.98の率を乗じて、法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。
20. 8. 1 ~ 職務上の傷病手当金のうち、船舶所有者に使用されなくなった日が、平成19年3月31日以前のものの額については、船舶所有者に使用されなくなった日に応じて標準報酬日額に25.11～0.98の率を乗じて、法第30条第2項の規定を適用して計算することとする。

- 昭 23. 9. 1 ~ 療養の給付及び療養費に準ずる（ただし、給付額は療養に要した費用の $\frac{1}{2}$ ）。
- 28.11. 1 ~ 同一の傷病で日雇健保から療養の給付を受けたときは、その限度で給付しない。
32. 5. 1 ~ 被保険者資格喪失後も継続給付（支給制限は療養の給付に同じ）。
- 48.10. 1 ~ 療養に要した費用の $\frac{70}{100}$ 相当額を給付。
56. 3. 1 ~ 入院の場合は、療養に要した費用の $\frac{80}{100}$ 相当額を給付。
58. 2. 1 ~ 老人保健法の規定による医療を受けることができる者には給付しない。
- 59.10. 1 ~ 特定承認保険医療機関で高度な先進技術の療養を受けたとき及び保険医療機関等で特別の病室、金・白金の歯科材料の使用を希望したときにも支給（厚生大臣が定めた費用の額の、入院 $\frac{80}{100}$ 、外来 $\frac{70}{100}$ 相当額）。
- 平 9. 9. 1 ~ 外来薬剤一部負担制導入（療養の給付と同じ）。
- 14.10. 1 ~ 3歳未満の場合は、療養に要した費用の $\frac{80}{100}$ 相当額を給付。70歳に達する翌月以降は、療養に要した費用の $\frac{90}{100}$ 相当額を給付（70歳以上の被保険者の被扶養者の場合は、政令で定める報酬額等以上の場合は $\frac{80}{100}$ ）。
15. 4. 1 ~ 70歳未満（3歳未満を除く）の場合は、療養に要した費用の相当額を給付。薬剤一部負担制廃止（療養の給付と同じ）。
- 18.10. 1 ~ 現役並み所得者に扶養される70歳以上の被扶養者は、療養に要した費用の $\frac{70}{100}$ 相当額を給付。ただし、特例措置により、平成21年3月までは $\frac{90}{100}$ 相当額を給付。特定承認保険医療機関等で療養を受けた場合を廃止。
20. 4. 1 ~ 給付割合が療養に要した費用の $\frac{80}{100}$ となる若年層の範囲を3歳未満から義務教育就学前に拡大。
70歳以上の被扶養者（現役並み所得者に扶養される70歳以上の被扶養者を除く）の療養に要した費用の $\frac{80}{100}$ 相当額を給付（軽減特例措置により、平成21年3月までは療養に要した費用の $\frac{90}{100}$ 相当額を給付）。
21. 4. 1 ~ 平成22年3月まで軽減特例措置を延長。
- (11) 高額療養費（家族高額療養費）
- 昭 48.10. 1 ~ 被扶養者が同一の病院等から受けた療養に係る家族療養費の額が70,000円を超える場合に、当該家族療養費の額の $\frac{3}{7}$ に相当する額から30,000円を控除した額を給付（家族高額療養費）。
51. 8. 1 ~ 被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る家族療養費の額が91,000円を超える場合に、当該家族療養費の額の $\frac{3}{7}$ に相当する額から39,000円を控除した額を給付（家族高額療養費）。
56. 3. 1 ~ 被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に要した費用の額から、当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額が39,000円を超える場合に支給するものとし、その額から39,000円を控除した額を給付。なお、支給される者が低所得者（市町村民税の非課税者及び生活保護法の被保護者。ただし、船員保険優先の公費負担医療が受けられる場合を除く。）については39,000円とあるのは15,000円とする（家族高額療養費）。
被保険者のうち低所得者（市町村民税の非課税者及び生活保護者）については、同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金額が15,000円を超える場合に、当該一部負担金額から15,000円を控除した額を給付。（船員保険優先の公費負担医療が受けられる場合を除く。）
57. 9. 1 ~ 被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に要した費用の額から、当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額が

51,000円（被保険者が市町村民税非課税者である場合は15,000円）を超える場合、その額から51,000円（15,000円）を控除した額を給付。ただし、経過措置として57年12月31日まで51,000円は45,000円とし、又老人保健法が施行されるまでの間、70歳以上の者、ねたきり老人等は39,000円とする（家族高額療養費）。

59.10.1 ~ 被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額のうち30,000円以上のものを世帯単位で合算した額から51,000円（直近の12月間に3回以上高額療養費が支給されている場合（以下「高額多数該当世帯」という。）は30,000円）を控除した額を給付。ただし、被保険者が市町村民税非課税者等である場合は「30,000円」は「21,000円」とし、「51,000円」は「30,000円」とする。

生活保護の被保険者である被保険者又は被扶養者が同一の月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額が30,000円を超える場合に、その額から30,000円を控除した額を給付。

人工腎臓を実施している慢性腎不全又は血友病について療養を受けた被保険者又は被扶養者が、同一月内に同一の病院等から受けた療養に係る一部負担金等の額が10,000円を超える場合に、その額から10,000円を控除した額を給付。

61.5.1 ~ 自己負担限度額「51,000円」を「54,000円」に引き上げ。

平元.6.1 ~ 自己負担限度額「54,000円」を「57,000円」（低所得者については、「30,000円」を「31,800円」）に引き上げ。

高額多数該当世帯の自己負担限度額「30,000円」を「33,000円」（低所得者については「21,000円」を「22,000円」）に引き上げ。

3.5.1 ~ 自己負担限度額「57,000円」を「60,000円」（低所得者については「31,800円」を「33,600円」）に引き上げ。

高額多数該当世帯の自己負担限度額「33,000円」を「34,800円」（低所得者については「22,000円」を「23,400円」）に引き上げ。

5.5.1 ~ 自己負担限度額「60,000円」を「63,000円」（低所得者については「33,600円」を「35,400円」）に引き上げ。

高額多数該当世帯の自己負担限度額「34,800円」を「37,200円」（低所得者については「23,400円」を「24,600円」）に引き上げ。

8.6.1 ~ 自己負担限度額「63,000円」を「63,600円」に引き上げ。

13.1.1 ~ 自己負担限度額「63,600円」を一般63,600円 + (医療費 - 318,000円) × 1%、上位所得者121,800円 + (医療費 - 609,000円) × 1%、低所得者は据え置き。高額多数該当世帯の自己負担限度額は、上位所得者については「37,200円」を「70,800円」とし、一般及び低所得者については据え置く。

平14.10.1 ~ 自己負担限度額を一般72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1%、上位所得者139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 1%、低所得者は据え置き。

高額多数該当世帯の自己負担限度額は、上位所得者については、「70,800円」を「77,700円」、一般については、「37,200円」を「40,200円」とし、低所得者は据え置き。70歳以上の者にかかる自己負担限度額を外來の場合、一定以上所得者については、「40,200円」、一般については、「12,000円」、低所得者については「8,000円」とし、入院の場合、一定以上所得者については、「72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1%」、一般の場合、「40,200円」、低所得者の場合「15,000円」、低所得者の場合は「24,600円」とする。

15.4.1 ~ 自己負担額を一般72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%、上位所得者139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%、他は据え置き。

18.10.1 ~ 自己負担限度額を一般80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%、上位所得者（標準報酬月額53万円以上）150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%、低所得者は据え置き。高額多数該当世帯の自己負担限度額は一般は44,400円、上位所得者は83,400円、低所得

者は据え置き。

70歳以上の者に係る自己負担限度額を外来の場合、現役並み所得者については44,400円、一般、低所得者は据え置き。入院の場合、現役並み所得者は80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%、一般、低所得者は据え置き。

多数該当世帯は、現役並み所得者は44,400円、一般、低所得者は据え置き。

人工透析を要する標準報酬月額が53万円以上である70歳未満の被保険者、または、標準報酬月額が53万円以上の被保険者に扶養される70歳未満の被扶養者については、2万円に引き上げ。

19. 4. 1 ~ 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化の実施(限度額に関する認定証の申請が必要)

(12) 高額医療・高額介護合算療養費

20. 4. 1 ~ 船員保険と介護保険の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた額を支給。

(13) 出産育児一時金(分娩費、育児手当金)・出産手当金

昭 29. 5. 1 ~ 分娩費：被保険者は標準報酬月額の半月分(入院したときは $\frac{1}{4}$ 月分)。配偶者は1,000円。

出産手当金：産前産後各42日間、1日について標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ 。

育児手当金：1児について6月間、1月について200円。

被保険者資格喪失後6月以内の給付については、資格喪失前1年間に6月以上の被保険者期間を要する。

32. 5. 1 ~ 被保険者資格喪失後6月以内の給付については、資格喪失前1年間に3月以上又は3年間に1年以上の被保険者期間を要する。

36. 6. 15 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額6,000円、配偶者分娩費は3,000円。育児手当金については2,000円。

44. 9. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額20,000円、配偶者分娩費は10,000円。

48. 10. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額60,000円、配偶者分娩費は60,000円。

51. 7. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額100,000円、配偶者分娩費は100,000円。

56. 4. 1 ~ 分娩費の最低保障額、配偶者分娩費、育児手当金の額は政令によって定める。

被保険者の分娩費は最低保障額150,000円、配偶者分娩費は150,000円。

育児手当金については2,000円。

入院の場合の減額規定は廃止。

60. 4. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額200,000円、配偶者分娩費は200,000円。

61. 4. 1 ~ 出産手当金：産前(妊娠判明から出産まで)と産後56日間、1日について標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ 。

平 4. 4. 1 ~ 出産手当金：妊娠判明から出産までと出産日後56日間、1日について標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ 。

4. 4. 1 ~ 被保険者の分娩費は最低保障額240,000円、配偶者分娩費は240,000円。

6. 10. 1 ~ 分娩費・育児手当金を出産育児一時金に包括化。被保険者の出産育児一時金300,000円、配偶者分についても同額。

14. 10. 1 ~ 配偶者出産一時金の支給対象を被扶養配偶者から被扶養者へ拡大。(家族出産一時金とする。)

18. 10. 1 ~ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額を1児につき350,000円に引き上げ。

出産育児一時金・家族出産育児一時金の受取代理制度の導入。

19. 4. 1 ~ 出産手当金：標準報酬日額の $\frac{2}{3}$ へ引き上げ。

疾病任意継続被保険者への支給を廃止。

資格喪失後6か月以内に出産した者に対する出産手当金の支給を廃止。

21. 1. 1 ~ 出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額を産科医療補償制度の創設に伴い、1児

につき380,000円に引き上げ（産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は、従来どおり350,000円）。

(14) 介 護 料

平 8. 4. 1 ~ 船員保険障害年金（1級又は特定の障害の2級）の受給権者が、常時又は随時介護を受けているときに介護料を支給。

常時介護 57,050円～105,080円

随時介護 常時介護の $\frac{1}{2}$

9. 4. 1 ~ 常時介護： 57,550円 ~ 105,980円

10. 4. 1 ~ 常時介護： 58,150円 ~ 107,100円

11. 4. 1 ~ 常時介護： 58,570円 ~ 108,000円

12. 4. 1 ~ 常時介護： 58,750円 ~ 108,300円

15. 4. 1 ~ 常時介護： 57,580円 ~ 106,100円

16. 4. 1 ~ 常時介護： 56,950円 ~ 104,970円

18. 4. 1 ~ 常時介護： 56,710円 ~ 104,590円

20. 4. 1 ~ 常時介護： 56,930円 ~ 104,960円

(15) 葬祭料・家族葬祭料

昭 20. 4. 1 ~ 資格喪失当時の報酬月額2月分を遺族に支給。

23. 9. 1 ~ 被扶養者の死亡に対し、標準報酬月額1月分を支給。

48.10. 1 ~ 葬祭料： 最低保障額 30,000円

家族葬祭料： 標準報酬月額1.4月分を支給、最低保障額 30,000円

49.11. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 90,000円

50. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 125,000円

51. 7. 1 ~ 職務外の事由による葬祭料： 最低保障額 50,000円

家族葬祭料： 最低保障額 50,000円

52. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 150,000円

54. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 165,000円

56. 4. 1 ~ 葬祭料の最低保障額、家族葬祭料の額は政令によって定める。

職務外の事由による葬祭料： 最低保障額 70,000円

家族葬祭料： 最低保障額 70,000円

職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 185,000円

58. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 205,000円

60. 4. 1 ~ 職務外の事由による葬祭料： 最低保障額 100,000円

家族葬祭料： 最低保障額 100,000円

61. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 225,000円

63. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 240,000円

平 2. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 250,000円

4. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 265,000円

6. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 280,000円

8. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 295,000円

10. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 305,000円

12. 4. 1 ~ 職務上の事由による葬祭料： 最低保障額 標準報酬月額1月分 + 315,000円

18.10. 1 ~ 職務外の事由による葬祭料： 50,000円

家族葬祭料 : 50,000円

(16) 付 加 給 付

昭 48.10. 1 ~ 政令の定めるところにより、付加給付を行うことができる。

平 18.10. 1 ~ 職務外の事由による葬祭料および家族葬祭料に併せて葬祭料付加金を支給。

葬祭料付加金 : 資格喪失時の標準報酬月額2月分 - 葬祭料の額

家族葬祭料付加金：標準報酬月額1.4月分 - 家族葬祭料の額

2. 失業給付

(1) 失業保険金

- 昭 23. 9. 1 ~ 失業前1年間に6月以上被保険者期間があった者で、離職後1年間に180日以内、1日について標準報酬日額の $\frac{40}{100}$ ~ $\frac{80}{100}$ を支給。待期7日間、原則として週に2回認定して週に1回支給。
24. 6. 1 ~ 一部の漁船船員について適用除外、支給額は1日について標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ 。最高支給日額300円。
27. 4. 1 ~ 一部の漁船船員について1年を通じて使用される場合を除き適用除外。最高支給日額370円。
28. 1. 1 ~ 最高支給日額460円。
- 31.11. 1 ~ 最高支給日額600円。
36. 7. 1 ~ 最高支給日額720円。
33. 8. 1 ~ 失業の認定は原則として週に1回とする。入所期間1年以下の職業補導所に入所したときは、その終了日まで支給日数を延長。最低支給日額180円。最高支給日額890円、配偶者又は18歳未満の子1人について日額20円（第2子以上は日額10円）を加給。
41. 5. 1 ~ 最高支給日額1,130円。
43. 5.11 ~ 最低支給日額240円。
- 43.10. 1 ~ 最高支給日額1,450円、最低支給日額300円。
45. 1. 1 ~ 失業の認定は原則として2週に1回とする。680円以下の失業保険日額は当該金額に10円を加算。最低支給日額370円。配偶者については日額30円を加給。
45. 4. 1 ~ 配偶者に日額60円。配偶者のいない場合の第1子に日額40円をそれぞれ加給。
45. 8. 1 ~ 最高支給日額1,860円。
47. 4. 1 ~ 最高支給日額2,360円。最低支給日額490円。940円以下の日額には10円加算。配偶者に日額70円。第2子に日額20円。
配偶者のいない場合の第1子に日額50円をそれぞれ加給。
48. 4. 1 ~ 配偶者に日額80円、子のうち第1子及び第2子に日額30円をそれぞれ加給。
- 48.10. 1 ~ 最高支給日額2,960円。最低支給日額650円。1,340円以下の失業保険日額は当該金額に10円を加算。
49. 4. 1 ~ 配偶者に日額120円、配偶者のいない場合の第1子に日額80円をそれぞれ加給。
- 49.10. 1 ~ 最高支給日額3,940円。最低支給日額870円。1,800円以下の失業保険日額は当該金額に10円を加算。
昭和49年5月以前に離職した受給資格者に対する失業保険金の日額は、標準報酬日額の平均の60%に相当する額に離職した日の属する月に応じ、1.049~1.255の率を乗じて得た額（3,940円を超えるとき3,940円、870円に満たないとき870円）とする。
50. 4. 1 ~ 離職前1年間に6月以上被保険者期間があった者で、原則として離職後1年間に所定給付日数（離職前に引続き被保険者として使用された期間が1年未満の者については一律90日、1年以上の者については年齢等の区分によって120日~240日）、1日について標準報酬日額の $\frac{60}{100}$ ~ $\frac{80}{100}$ を支給。失業の認定は原則として4週に1回とする。原則として入所期間1年以下の職業補導所に入所したときは、その終了日まで支給日数を延長。その他個別延長給付・全国延長給付により支給日数を延長。なお失業保険日額は、雇用保険の基本手当の日額との均衡を考慮して厚生大臣が定める（失業保険日額1,440円~4,000円）。配偶者及び子に対する加給金を廃止。
51. 8. 1 ~ 最高支給日額4,500円。
52. 6. 1 ~ 最高支給日額5,460円。最低支給日額1,750円。
54. 1.31 ~ 入所期間2年以下の職業補導所に入所したときは、その終了日まで支給日数を延長。
54. 6. 8 ~ 職業補導延長給付を拡大（職業補導所入所前90日、退所後30日の範囲で失業保険金を支

給)

55. 4. 1 ~ 最高支給日額6,670円。最低支給日額2,140円。
59. 8. 1 ~ 所定給付日数を年齢及び被保険者期間別に240日から50日とする。倒産等による離職者であって就職困難者には年齢及び被保険者期間別に90日から30日の特例個別延長給付を実施。定年退職者の失業保険金支給期間を1年間延長。
- 59.10. 1 ~ 最高支給日額7,330円、最低支給日額2,570円。
- 平 3.10. 1 ~ 最高支給日額9,040円、最低支給日額3,170円。
7. 4. 1 ~ 失業保険金日額の年齢別上限額の設定。最高支給日額9,940円(ただし、受給資格に係る離職の日(以下「基準日」という。)において30歳以上45歳未満の者については9,040円、30歳未満の者については8,240円) 最低支給日額3,170円。
地方運輸局等の長の指示により職業訓練を受講する者の給付制限を解除。55歳に達した後の最初の失業時には、55歳時点の標準報酬日額に基づき給付基礎日額等を算定。56歳以上の年齢まで雇用することが労働協約等で定められていないことにより55歳以上の年齢で離職した者について個別延長給付を実施。
7. 8. 1 ~ 最高支給日額10,510円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については9,560円、30歳未満の者については8,600円) 最低支給日額3,340円。
8. 8. 1 ~ 最高支給日額10,660円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については9,700円、30歳未満の者については8,720円) 最低支給日額3,390円。
9. 8. 1 ~ 最高支給日額10,790円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については9,810円、30歳未満の者については8,830円) 最低支給日額3,430円。
10. 8. 1 ~ 最高支給日額10,900円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については9,910円、30歳未満の者については8,920円) 最低支給日額3,460円。
11. 4. 1 ~ 所定給付日数の上限を270日に延長する。
11. 8. 1 ~ 最高支給日額10,790円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については9,810円、30歳未満の者については8,830円) 最低支給日額3,430円。
12. 8. 1 ~ 最高支給日額10,650円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については9,680円、30歳未満の者については8,710円) 最低支給日額3,380円。
13. 4. 1 ~ 所定給付日数を被保険者期間及び離職時年齢による区分から、離職理由に基づき、「自己都合退職又は定年退職等、離職前から予め再就職の準備が可能であった者」と、「倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者」とに区分した上で、離職を余儀なくされた者に対する給付の重点化を図る。
個別延長給付・特例個別延長給付の廃止。
13. 8. 1 ~ 最高支給日額10,700円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については9,730円、30歳未満の者については8,750円) 最低支給日額3,400円。
14. 1. 1 ~ 45歳以上60歳未満の被保険者(以下「中高年齢者」という)について、平成14年1月1日から平成17年3月31日までの期間、職業補導延長給付に係る職業の補導には、中高年齢者の申出に基づいて地方運輸局長等が指示したものを含むものとする。期間の合計が2年を超えない2回以上の職業の補導に係る職業補導延長給付を可能にすること及び再就職をすることができないために職業の補導を再度受けようとする中高年齢者に係る終了後手当の支給を可能にすることとする。
14. 8. 1 ~ 最高支給日額10,610円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については9,640円、30歳未満の者については8,680円) 最低支給日額3,370円。
15. 5. 1 ~ 最高支給日額8,040円(ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については7,310円) 最低支給日額2,620円。
一般受給資格者の所定給付日数を被保険者期間別に50日から150日とする。倒産等による離職者であって就職困難者(特定受給資格者)について35歳以上45歳未満の区分を新設し、50日から270日とする。

15. 8. 1 ~ 最高支給日額7,980円（ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については7,260円、30歳未満の者については6,530円）最低支給日額2,620円。
16. 8. 1 ~ 最高支給日額7,940円（ただし、基準日において30歳以上45歳未満の者については7,220円）最低支給額は2,620円。
17. 8. 1 ~ 最高支給日額 7,780 円（ただし、基準日において 30 歳以上 45 歳未満の者については 7,080 円）最低支給額は 2,620 円。
18. 8. 1 ~ 最高支給日額 7,810 円（ただし、基準日において 30 歳以上 45 歳未満の者については 7,100 円）最低支給額は 2,620 円。
19. 4. 1 ~ 最低支給額を 1,660 円とする。
19. 8. 1 ~ 最高支給日額を 7,780 円（ただし、基準日において 30 歳以上 45 歳未満の者については 7,070 円）最低支給額は 1,660 円。
- 19.10. 1 ~ 離職の日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 月以上であれば受給資格を取得できることとするほか、その離職が倒産等に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの又は解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者については、離職の日以前 1 年間に被保険者期間が通算して 6 月以上であれば受給資格を取得できることとする。
20. 8. 1 ~ 最高支給日額を 7,730 円（ただし、基準日において 30 歳以上 45 歳未満の者については 7,030 円）最低支給額は 1,650 円。
21. 4. 1 ~ 特定理由離職者区分を創設し、期間を定めた契約の期間が満了し、その契約の更新を希望したにもかかわらず、その更新について合意が成立するに至らなかった場合及び法第 52 条ノ 3 第 1 項に規定するやむを得ない事由に該当する場合には、離職の日以前の 1 年間に被保険者期間が通算して 6 月以上あれば失業保険金を支給することとする。期間を定めた契約が更新され、3 年以上引き続き雇用されている場合において、その契約が更新されないこととなった者及び期間を定めた契約に関し、その契約が更新されることが明示されている場合において、その契約が更新されないこととなった者に特定受給資格者の適用を拡大する。
- 平成 21 年 12 月 31 日までの間に特定理由離職者となる者については、特定受給資格者とみなして失業保険金を支給する。ただし、法第 52 条ノ 3 第 1 項に規定するやむを得ない事由により離職した者については、被保険者期間が離職日以前 2 年間に於いて 12 月未満であり、かつ、離職日以前 1 年間に於いて 6 月以上であること。
- 離職の日において 45 歳未満である者であって就職が困難であると認められた者及び再就職の支援を計画的に行う必要があると認められた者について所定給付日数を 60 日を限度として延長する。

(2) 技能習得手当・寄宿手当

- 昭 38. 8. 1 ~ 職業補導所に入所して、職業の補導を受けたときは支給。
- 技能習得手当 - : 1 日について 70 円（補導所までの片道 2 km 未満の者は 40 円）
- 寄宿手当 - : 1 月について 3,600 円。
39. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 1 日について 100 円（補導所までの片道 2 km 未満の者は 70 円）
41. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 1 日について 150 円（補導所までの片道 2 km 未満の者は 110 円）
41. 7.21 ~ 寄宿手当 - : 1 月について 5,000 円。
42. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 技能習得手当を受講手当と通所手当に分離。
- 受講手当 1 日について 135 円。
- 通所手当 1 カ月の定期乗車券に相当する金額（定期券を発行しないときは通所 25 回分運賃相当額）2,000 円を限度。
- 寄宿手当 - : 1 月について 5,600 円。
43. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1 日について 165 円。
44. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1 日について 195 円。

44. 7. 1 ~ 技能習得手当 - : 通所手当 交通機関等を利用する者の支給限度額3,000円。
45. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について225円。
通所手当 交通機関等を利用する者の支給限度額3,500円。
寄宿手当 - : 1月について6,200円。
46. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について235円。
47. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について247円。
48. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について259円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額5,000円。
寄宿手当 - : 1月について6,800円。
49. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について285円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額6,000円。
50. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について350円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額8,500円。
51. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について390円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額10,750円。
寄宿手当 - : 1月について7,500円。
52. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について430円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額13,250円。
53. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について470円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額15,000円。
54. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について490円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額16,000円。
寄宿手当 - : 1月について8,300円。
55. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について510円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額16,250円。
56. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について550円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額17,250円。
57. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について580円。
通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額18,250円。
寄宿手当 - : 1月について9,200円。
58. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について590円。
59. 8. 1 ~ 技能習得手当 - : 通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額19,000円。
60. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額20,000円。
寄宿手当 - : 1月について9,500円。
61. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額22,000円。
63. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額23,500円。
寄宿手当 - : 1月について9,700円。
- 平 3. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額32,500円。
寄宿手当 - : 1月について9,900円。
4. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 通所手当 交通機関等を利用する場合の支給限度額42,500円。
6. 4. 1 ~ 寄宿手当 - : 1月について10,200円。
9. 4. 1 ~ 寄宿手当 - : 1月について10,500円。
11. 4. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について600円。
寄宿手当 - : 1月について10,700円。
15. 5. 1 ~ 技能習得手当 - : 受講手当 1日について500円。ただし、35歳以上60歳未満であって算定基礎期間が3年以上である特定受給資格者が平成15年5月1日から平成20年3月31日までの間に地方運輸局長又は公共職業安定所の長の指示により職業の補導を受け

た場合にあつては、700円。

(3) 就業手当

平 15. 5. 1 ~ 就業手当の創設

船舶所有者都合により離職した者が安定した職業以外の職業に就いたものであつて、職業に就いた日の前日における失業保険金の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日（被保険者期間が1年未満である者にあつては、25日）以上である場合に支給。

支給額は、就業した日につき失業保険金日額に10分の3を乗じて得た額。

支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額6,110円。

15. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,070円。

16. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,030円。

17. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定5,915円。

18. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定5,940円。

19. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定5,910円。

20. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定5,880円。

21. 4. 1 ~ 職業に就いた日の前日における失業保険金の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上である者に支給する。

支給額は、失業保険金日額に支給残日数の10分の4（支給残日数が所定給付日数の3分の2以上である場合は10分の5）を乗じて得た額。

(4) 再就職手当

昭 59. 8. 1 ~ 船舶所有者都合により離職した者が、所定給付日数の $\frac{1}{2}$ 以上を残して安定した職業に就いた場合に所定給付日数に応じ、70日から20日の再就職手当金を支給。

平 6. 6.29 ~ 支給要件を所定給付日数の $\frac{1}{3}$ 以上かつ25日以上を残して安定した職業に就いた場合に改善。

9. 4. 1 ~ 事業を開始した場合も支給の対象となる。

10. 4. 1 ~ 再就職手当の額を定める範囲の上限を失業保険金の日額の70日分から90日分へ引き上げ。

13. 4. 1 ~ 所定給付日数の区分に関わらず、支給残日数の $\frac{1}{3}$ を支給。

15. 5. 1 ~ 支給要件を所定給付日数の $\frac{1}{3}$ 以上かつ45日（被保険者期間が1年未満である者にあつては、25日）以上を残して安定した職業に就いた場合とする。支給額は、所定給付日数の支給残日数に失業保険金の日額の10分の3を乗じて得た額。

16. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,030円。

17. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定5,915円。

18. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定5,940円。

19. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定5,910円。

20. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定5,880円。

(5) 傷病給付金

昭 38. 8. 1 ~ 15日以上傷病のため職業につくことができないときは、失業保険金相当額（加給額を含む）を支給。支給日数は離職後1年間に失業保険金と通算して180日分以内。傷病手当金の支給を受けることができるときは不支給。

50. 4. 1 ~ 15日以上傷病のため職業につくことができないときは、失業保険金相当額を支給。支給日数は離職後1年間に失業保険金と通算して所定給付日数分以内。

(6) 高齢求職者給付金

昭 59. 8. 1 ~ 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後に失業したときは、失業保険金に代えて被保険者期間に応じ失業保険金日額の120日分から50日分の高齢求職者給付金を支給。

平 7. 4. 1 ~ 60歳定年等により退職した者に対する失業保険金支給の特例の廃止。給付金の額の改善（算定基礎期間による区分の変更）。

- 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,240円。
- 7. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,600円。
- 8. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,720円。
- 9. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,830円。
- 10. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,920円。
- 11. 4. 1 ~ 支給額を失業保険金日額の60日分から30日分に変更。
- 11. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,830円。
- 12. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,710円。
- 13. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,750円。
- 14. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の設定8,680円。
- 15. 5. 1 ~ 被保険者期間に応じ失業保険金日額の50日分から30日分支給。
支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,580円。
- 15. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,530円。
- 16. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,500円。
- 17. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,370円。
- 18. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,400円。
- 19. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,370円。
- 20. 8. 1 ~ 支給額の算定基礎となる失業保険金日額の上限額の改定6,330円。

(7) 教育訓練給付金

- 平 10.12. 1 ~ 船員保険の被保険者期間が5年以上ある失業保険適用の被保険者又は被保険者であった者（資格喪失後1年以内に限り）が社会保険庁長官が指定した教育訓練を受講し、修了したときに、被保険者が自己負担した教育訓練費用（入学料及び受講料）の8割に相当する額を支給。
ただし、支給額の上限は200,000円であり、また、8,000円（費用が10,000円以下）の場合は支給されない。
13. 1. 1 ~ 支給額の上限を300,000円へ引上げ。
15. 5. 1 ~ 船員保険の被保険者期間が3年以上ある失業保険適用の被保険者又は被保険者であった者（資格喪失後1年未満に限り）が社会保険庁長官の指定した教育訓練を受講し、修了したときに、被保険者が自己負担した教育訓練費用（入学料及び受講料）の4割から2割に相当する額を支給。
ただし、支給額の上限は200,000円から100,000円とする。
- 19.10. 1 ~ 教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に限り、教育訓練を開始した日までの間に被保険者として使用された期間が1年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができることとする。また、給付率を一律100分20、上限額を一律10万円とし、計算された支給額が4,000円を超えない場合は支給しない。

(8) 高齢雇用継続基本給付金

- 平 7. 4. 1 ~ 被保険者期間が5年以上ある者が、55歳以後失業保険金を受けたことがなく、かつ55歳時点に比べ報酬が15%を超えて低下した状態で雇用されているときに55歳以後の報酬の最高25%を60歳到達月まで支給。支給限度額（対象月報酬月額と給付額を合わせた額。以下同じ。）361,680円。給付額が2,376円（以下「最低支給額」という。）を超えないときは支給しない。
- 7. 8. 1 ~ 支給限度額382,230円。最低支給額2,512円。
 - 8. 8. 1 ~ 支給限度額387,806円。最低支給額2,552円。
 - 9. 8. 1 ~ 支給限度額392,480円。最低支給額2,584円。
 - 10. 8. 1 ~ 支給限度額396,302円。最低支給額3,260円。
 - 11. 8. 1 ~ 支給限度額392,485円。最低支給額3,230円。
 - 12. 8. 1 ~ 支給限度額387,170円。最低支給額3,190円。

- 13. 8. 1 ~ 支給限度額389,115円。最低支給額2,160円。
- 14. 8. 1 ~ 支給限度額385,635円。最低支給額2,140円。
- 15. 5. 1 ~ 被保険者期間が5年以上ある者が、55歳以後失業保険金を受けたことがなく、かつ55歳時点に比べ報酬が25%を超えて低下した状態で雇用されているときに55歳以後の報酬の最高15%を60歳の到達月まで支給。
支給限度額350,880円。最低支給額2,140円。
- 15. 8. 1 ~ 支給限度額348,177円。最低支給額2,120円。
- 16. 8. 1 ~ 支給限度額346,224円。下限額2,110円。
- 17. 8. 1 ~ 支給限度額339,484円。下限額2,070円。
- 18. 8. 1 ~ 支給限度額340,733円。下限額2,080円。
- 19. 8. 1 ~ 支給限度額339,235円。下限額2,070円。
- 20. 8. 1 ~ 支給限度額337,343円。下限額2,060円。

(9) 高齢再就職給付金

- 平 7. 4. 1 ~ 55歳到達後に失業保険金を受け（算定期間が5年以上のあるもの）その支給残日数が80日以上ある者が、再就職後の報酬が直前の離職時よりも15%を超えて低下した状態で雇用されているときに再就職後の報酬の最高25%を支給。支給額については高齢雇用継続基本給付金と同じ。

支給期間は失業保険金の支給残日数に応じて1年間または2年間で60歳到達月まで。

- 7. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 8. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 9. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 10. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 11. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 12. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 13. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 14. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 15. 5. 1 ~ 55歳到達後に失業保険金を受け（算定期間が5年以上あるもの）その支給残日数が100日以上である者が再就職後の報酬が直前の離職時よりも25%を超えて低下した状態で雇用されているときに再就職後の報酬の最高15%を支給。支給額については高齢雇用継続基本給付金と同じ。
支給期間は失業保険金の支給残日数に応じて1年間または2年間で60歳到達月まで。
- 15. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 16. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 17. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 18. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 19. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。
- 20. 8. 1 ~ 支給額改正 高齢雇用継続基本給付金と同じ。

(10) 育児休業基本給付金

- 平 7. 4. 1 ~ 一歳未満の子を養育する育児休業取得者（被保険者）に対し、休業前の報酬の最高20%を支給（休業開始時給付基礎日額上限額15,070円、下限額3,960円）。ただし、休業中に報酬が支払われるときは調整がある。

- 7. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額15,930円。下限額4,180円。
- 8. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,160円。下限額4,240円。
- 9. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,350円。下限額4,290円。
- 10. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,510円。下限額4,330円。
- 11. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,350円。下限額4,290円。
- 12. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,130円。下限額4,230円。

- 13. 1. 1 ~ 給付率を休業前の報酬の最高30%へ引上げ。
- 13. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,210円。下限額4,250円。
- 14. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,070円。下限額4,210円。
- 15. 5. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,620円。下限額2,140円。
- 15. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,510円。下限額2,120円。
- 16. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,430円。下限額2,110円。
- 17. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,150円。下限額2,070円。
- 18. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,200円。下限額2,080円。
- 19. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,140円。下限額2,070円。
- 20. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,060円。下限額2,060円。

(11) 育児休業者職場復帰給付金

- 平 7. 4. 1 ~ 育児休業基本給付金を受けることができる被保険者が、休業前から雇用されていた船舶所有者に休業終了後も引き続き6か月以上雇用された場合に、休業前の報酬の5%に育児休業基本給付金の対象となった月数を乗じて得た額を支給。
- 13. 1. 1 ~ 給付率を休業前の報酬の10%に引上げ。
 - 19.10. 1 ~ 給付率を休業前の報酬の20%に引上げ。

(12) 介護休業給付金

- 平 11. 4. 1 ~ 対象家族（配偶者、子、父母等）を介護する介護休業取得者（被保険者）に対し、休業前の報酬の最高25%を支給。
- 11. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,350円。下限額4,290円。
 - 12. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,130円。下限額4,230円。
 - 13. 1. 1 ~ 給付率を休業前の報酬の最高40%に引上げ。
 - 13. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,210円。下限額4,250円。
 - 14. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額16,070円。下限額4,210円。
 - 15. 5. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,620円。下限額2,140円。
 - 15. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,510円。下限額2,120円。
 - 16. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,430円。下限額2,110円。
 - 17. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,150円。下限額2,070円。
 - 18. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,200円。下限額2,080円。
 - 19. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,140円。下限額2,070円。
 - 20. 8. 1 ~ 休業開始時給付基礎日額上限額14,060円。下限額2,060円。

(13) 移 転 費

- 昭 23.12.23 ~ 就職のため住所を変更するときに支給。支給細則を設定。鉄道賃、船賃は3等運賃相当額、車馬賃は1kmにつき3円、移転料は100km未満4,700円～2,000km以上12,700円。
- 36. 7. 1 ~ 鉄道賃は2等運賃相当額。2等急行運賃を支給、車賃は1kmにつき4円、移転料は50km未満6,800円～2,000km以上30,000円。
 - 38. 8. 1 ~ 従来を支給細則は廃止され、新たに設けられた技能習得手当及び寄宿手当とを加えた新しい支給細則を設定。
移転料は50km未満10,000円～2,000km以上45,000円。
 - 42. 4. 1 ~ 移転料は50km未満16,000円～2,000km以上72,000円。
 - 45. 1. 1 ~ 移転費のなかに着後手当を新設。家族を随伴する場合6,400円、単身者の場合3,200円。
 - 48. 4. 1 ~ 車賃は1kmにつき8円。移転料は50km未満22,600円～2,000km以上96,800円。着後手当は9,120円（単身者の場合4,560円）。
 - 49. 4. 1 ~ 車賃は1kmにつき11円。移転料は50km未満33,800円～2,000km以上128,100円。着後手当は12,960円（単身者の場合6,480円）。
 - 50. 4. 1 ~ 移転料は50km未満42,300円～2,000km以上160,100円。着後手当は16,200円（単身者の場合8,100円）。

- 51. 4. 1 ~ 車賃は1 kmにつき15円。移転料は50km未満63,000円～2,000km以上191,000円。着後手当は23,200円（単身者の場合11,600円）。
- 55. 4. 1 ~ 車賃は1 kmにつき23円。移転料は50km未満69,000円～ 2,000km以上210,000円。着後手当は29,200円（単身者の場合14,600円）。
- 平 3. 4. 1 ~ 車賃は1 kmにつき37円。移転料は50km未満93,000円～ 2,000km以上282,000円。着後手当は38,000円（単身者の場合19,000円）。

3. 年金給付

(1) 老齢（養老）年金

- 昭 15. 6. 1 ~ 〔養老年金〕15年以上被保険者期間。50歳支給開始。年金額は全期間平均報酬年額の $\frac{25}{100}$ 。15年を超える1年ごとに $\frac{1}{100}$ を加算。
- 20. 4. 1 ~ 年金額は全期間平均報酬月額月の4月分。15年を超える1年ごとに平均報酬日額の6日分を加算。
- 23. 9. 1 ~ 年金額は標準報酬月額を500円として算定。
- 24. 6. 1 ~ 小型漁船船員については被保険者期間10年以上。平均標準報酬月額月の2月分。
- 26. 1. 1 ~ 年金額算定の基礎となる標準報酬月額を500円とする制限を撤廃。
- 26. 4. 1 ~ 平均標準報酬月額は昭和21年4月1日以降により算出。年金額の最高を24,000円とする。
- 29. 5. 1 ~ 〔老齢年金〕15年以上（小型漁船船員は11年3月以上）35歳以後11年3月以上15年未満（うち7年6月は強制適用）被保険者期間。55歳支給開始。年金額 = 24,000円 + 平均標準報酬月額 $\times \frac{1}{150} \times$ 被保険者期間。配偶者及び18歳未満の子1人について4,800円を加給。昭和27年3月以前の標準報酬月額4,000円未満は4,000円に引上げ。支給開始年齢の読み替え規定。厚生年金保険との被保険者期間通算。
- 35. 5. 1 ~ 乗率 $\frac{1}{150}$ を $\frac{8}{1000}$ に引き上げ。
- 36. 4. 1 ~ 特別加給金附加。
- 40. 5. 1 ~ 年金額 = 60,000円 + 15年以上1月を増すごとに4,000円 $\times \frac{1}{12}$ （30,000円を限度） + 平均標準報酬月額 $\times \frac{1}{75} \times$ 被保険者期間。
- 40. 6. 1 ~ 65歳以上のときは、被保険者であっても支給。被保険者である間、年金額の $\frac{20}{100}$ を支給停止。
- 44.11. 1 ~ 定額部分を96,000円 + 15年以上1月を増すごとに6,400円 $\times \frac{1}{12}$ （48,000円を限度）とする。平均標準報酬月額を昭和32年10月1日以前の期間を除いた期間によって算出し、標準報酬月額が12,000円未満のときは12,000円として計算する。加給金を配偶者12,000円、第1子7,200円、第2子以降4,800円とする。障害等級3級該当者にも老齢年金を若年支給。旧令の共済組合員期間を有する場合その期間のうち昭和17年6月～ 20年8月の期間を被保険者期間であった期間とみなす。
- 44.12. 6 ~ 受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第1級から第4級までの等級であるときは老齢年金を請求することができる。この場合、次のように支給停止される。標準報酬等級が第1級であるとき、年金額（加給金を除く）の $\frac{20}{100}$ 、第2級は $\frac{40}{100}$ 、第3級は $\frac{60}{100}$ 、第4級は $\frac{80}{100}$ を支給停止。
- 46.11. 1 ~ 定額部分を110,400円 + 15年以上1月を増すごとに7,360円 $\times \frac{1}{12}$ （55,200円を限度）とする。
- 47. 5.15 ~ 沖縄の厚生年金保険法により受給資格期間の短縮措置が講じられている者には、同様の措置を講ずる。
- 48.11. 1 ~ 定額部分を240,000円 + 15年以上1月を増すごとに16,000円 $\times \frac{1}{12}$ （120,000円を限度）とする。報酬比例部分については過去の標準報酬月額を再評価し、平均標準報酬月額が24,000円未満のときは、24,000円とする。加給金を配偶者28,800円、第1子及び第2子9,600円、第3子以降4,800円とする。請求年金は、標準報酬月額が48,000円以下の場合に請求することができる。請求年金の

受給者が、65歳に達したときは、請求によって65歳に達した月の前月までの被保険者期間を年金額の計算の基礎に算入する。

49. 8. 1 ~ 昭和49年 8月分以降の年金額（加給金を除く）を16.1%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和48年度以降の期間であるものは、報酬比例部分の引上げについては行わない）。
50. 8. 1 ~ 昭和50年 8月分以降の年金額（加給金を除く）を21.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和49年度以降の期間であるものは、報酬比例部分の引上げは行わない）。
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第16級以下であるときは、老齢年金を請求することができる。この場合、第1級から第8級は $\frac{20}{100}$ 、第9級から第12級は $\frac{50}{100}$ 、第13級から第16級は $\frac{80}{100}$ の年金額（加給金を除く）を支給停止。
51. 8. 1 ~ 定額部分を396,000円 + 15年以上 1月を増すごとに $26,400円 \times \frac{1}{12}$ （297,000円を限度）とする。
報酬比例部分については過去の標準報酬月額を再評価し、平均標準報酬月額が36,000円未満のときは、36,000円とする。
加給金を配偶者72,000円、第1子及び第2子24,000円、第3子以降4,800円とする。
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第18級以下であるときは、老齢年金を請求することができる。この場合、第1級から第10級は $\frac{20}{100}$ 、第11級から第15級は $\frac{50}{100}$ 、第16級から第18級は $\frac{80}{100}$ の年金額（加給金を除く）を支給停止。
65歳以上の被保険者に支給する場合は、その者の標準報酬等級が第18級以下であるときは全額支給、第19級以上であるときは $\frac{20}{100}$ を支給停止。
若齢老齢年金の支給要件の緩和。
52. 6. 1 ~ 昭和52年 6月分以降の年金額（加給金を除く）を9.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和51年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
53. 6. 1 ~ 昭和53年 6月分以降の年金額（加給金を除く）を6.7%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和52年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第21級以下であるときは、老齢年金を請求することができる。この場合、第1級から第13級は $\frac{20}{100}$ 、第14級から第18級は $\frac{50}{100}$ 、第19級から第21級は $\frac{80}{100}$ の年金額（加給金を除く）を支給停止。
65歳以上の被保険者に支給する場合は、その者の標準報酬等級が第21級以下であるときは全額支給、第22級以上であるときは $\frac{20}{100}$ を支給停止。
被保険者である受給者が70歳に達したときは、請求によって、70歳に達した月の前月までの被保険者期間を年金額の計算の基礎に算入する。
54. 6. 1 ~ 昭和54年 6月分以降の年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和53年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第22級以下であるときは、老齢年金を請求することができる。この場合、第1級から第14級は $\frac{20}{100}$ 、第15級から第19級は $\frac{50}{100}$ 、第20級から第22級は $\frac{80}{100}$ の年金額（加給金を除く）を支給停止。
65歳以上の被保険者に支給する場合は、その者の標準報酬等級が第22級以下であるときは全額支給、第23級以上であるときは $\frac{20}{100}$ を支給停止。
55. 6. 1 ~ 定額部分を492,000円 + 15年以上 1月を増すごとに $32,800円 \times \frac{1}{12}$ （369,000円を限度）とする。
報酬比例部分については過去の標準報酬月額を再評価し、平均標準報酬月額が45,000円未満のときは45,000円とする。
加給金を配偶者180,000円、第1子及び第2子60,000円、第3子以降24,000円とする。
配偶者が老齢（退職）年金又は障害年金の支給を受けることができるときは、当該配偶者について計算する加給金の支給を停止する。

受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第20級以下であるときは老齢年金を支給。この場合、第1級から第12級は $\frac{20}{100}$ 、第13級から第17級は $\frac{50}{100}$ 、第18級から第20級は $\frac{80}{100}$ の年金額（加給金を除く）を支給停止。

65歳以上の被保険者に支給する場合は、その者の標準報酬等級が第20級以下であるときは全額支給、第21級以上であるときは $\frac{20}{100}$ を支給停止。

被保険者である受給者が65歳又は70歳に達した月の前月までの被保険者期間を年金額の計算の基礎に算入し、65歳又は70歳に達した月の翌月から年金額を改定。

56. 6. 1 ~ 昭和56年6月分以降の年金額（加給金を除く）を7.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和55年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
57. 7. 1 ~ 昭和57年7月分以降の年金額（加給金を除く）を4.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和56年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
59. 4. 1 ~ 昭和59年4月分以降の年金額（加給金を除く）を2.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和58年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
60. 4. 1 ~ 昭和60年4月分以降の年金額（加給金を除く）を3.47%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和59年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
61. 4. 1 ~ 厚生年金保険に統合。

(2) 通算老齢年金

- 昭 36. 4. 1 ~ 1年以上被保険者期間があり、通算対象期間を合算して20年以上（国民年金との合算は25年以上）他の公的年金制度で老齢・退職年金の受給資格期間を満たしているか又は他の公的年金制度から老齢・退職年金を受けている者。60歳支給開始。年金 = (24,000円 + 平均標準報酬月額 $\times \frac{8}{1000} \times 180$) $\times \frac{\text{被保険者期間}}{180}$ 。

昭和5年4月1日までに生まれた者には、年齢に応じ昭和36年4月1日以後の通算対象期間が10年～24年以上あれば支給する。

大正9年4月1日までに生まれた者には、年齢に応じ昭和36年4月1日以後の通算対象期間が7年6月～10年6月以上あれば支給する。

40. 5. 1 ~ 年金額 = (60,000円 + 平均標準報酬月額 $\times \frac{1}{75} \times 180$) $\times \frac{\text{被保険者期間}}{180}$ 。
40. 6. 1 ~ 65歳以上のときは、被保険者であっても支給。被保険者である間、年金額の $\frac{20}{100}$ を支給停止。
44. 11. 1 ~ 定額部分を96,000円 $\times \frac{\text{被保険者期間}}{180}$ とする。平均標準報酬月額を昭和32年10月1日前の期間を除いた期間によって算出し、標準報酬月額が12,000円未満のときは12,000円とする。
明治44年4月1日以前に生まれた者は、被保険者期間が7年6月以上あれば支給する。旧令の共済組合員期間を有する場合、その期間のうち昭和17年6月～20年8月の期間を被保険者であった期間とみなす。
44. 12. 6 ~ 60歳以上65歳未満の被保険者で標準報酬等級が第1級から第4級までの者は被保険者であっても支給。ただし、標準報酬等級が第1級であるときは年金額（加給金を除く）の $\frac{20}{100}$ 、第2級は $\frac{40}{100}$ 、第3級は $\frac{60}{100}$ 、第4級は $\frac{80}{100}$ を支給停止。
46. 11. 1 ~ 定額部分を110,400円 $\times \frac{\text{被保険者期間}}{180}$ とする。
明治44年4月1日以前に生まれた者は、通算対象期間が10年以上あれば支給する。
47. 5. 15 ~ 沖縄の通算年金通則法により通算措置が講じられている者には、同様の措置を講ずる。沖縄の厚生年金保険法により額の加算措置が講じられている者には、同様の措置を講ずる。
48. 11. 1 ~ 定額部分を240,000円 $\times \frac{\text{被保険者期間}}{180}$ とし、報酬比例部分については過去の標準報酬月額を再評価し、平均標準報酬月額が24,000円未満のときは24,000円とする。
請求年金は、標準報酬月額が48,000円以下の場合に請求することができる。請求年金の受給者が、65歳に達したときは、請求によって65歳に達した月の前月までの被保険者期間を年金額の計算の基礎に算入する。

49. 8. 1 ~ 昭和49年8月分以降の年金額を16.1%引き上げる（老齢年金の項を参照）
50. 8. 1 ~ 昭和50年8月分以降の年金額を21.8%引き上げる（老齢年金の項を参照）
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者で、その者の標準報酬等級が第16級以下であるときは、通算老齢年金を請求することができる。
年金額の支給停止及び改定請求については老齢年金と同じ。
51. 8. 1 ~ 定額部分を $396,000円 \times \frac{\text{被保険者期間}}{180}$ とし、報酬比例部分については過去の標準報酬月額を再評価し、平均標準報酬月額が36,000円未満のときは36,000円とする。
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者で、その者の標準報酬等級が第18級以下であるときは、通算老齢年金を請求することができる。
年金額の支給停止及び改定請求については老齢年金と同じ。
52. 6. 1 ~ 昭和52年6月分以降の年金額を9.4%引き上げる（老齢年金の項を参照）
53. 6. 1 ~ 昭和53年6月分以降の年金額を6.7%引き上げる（老齢年金の項を参照）
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者で、その者の標準報酬等級が第21級以下であるときは、通算老齢年金を請求することができる。
年金額の支給停止及び改定請求については老齢年金と同じ。
54. 6. 1 ~ 昭和54年6月分以降の年金額を3.4%引き上げる（老齢年金の項を参照）
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者で、その者の標準報酬等級が第22級以下であるときは、通算老齢年金を請求することができる。年金額の支給停止については老齢年金と同じ。
55. 6. 1 ~ 定額部分を $492,000円 \times \frac{\text{被保険者期間}}{180}$ とし、報酬比例部分については過去の標準報酬月額を再評価し、平均標準報酬月額が45,000円未満のときは45,000円とする。
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者で、その者の標準報酬等級が第20級以下であるときは、通算老齢年金を支給。
年金額の支給停止及び改定請求については老齢年金と同じ。
56. 6. 1 ~ 昭和56年6月分以降の年金額を7.8%引き上げる（老齢年金の項を参照）
57. 7. 1 ~ 昭和57年7月分以降の年金額を4.0%引き上げる（老齢年金の項を参照）
59. 4. 1 ~ 昭和59年4月分以降の年金額を2.0%引き上げる（老齢年金の項を参照）
60. 4. 1 ~ 昭和60年4月分以降の年金額を3.4%引き上げる（老齢年金の項を参照）
61. 4. 1 ~ 厚生年金保険に統合。

(3) 特例老齢年金

- 昭 40. 6. 1 ~ 1年以上被保険者期間があり、旧令の共済組合（旧陸軍、旧海軍、朝鮮総督府逓信官署、朝鮮総督府交通局、台湾総督府専売局、台湾総督府営林、台湾総督府交通局逓信及び台湾総督府交通局鉄道の各共済組合）の組合員期間を合算して20年以上の者に60歳から支給。年金額は通算老齢年金と同じ。65歳以上のときは、被保険者であっても支給。年金額の $\frac{20}{100}$ を支給停止。
- 44.11. 1 ~ 年金額を改正。通算老齢年金と同じ。
旧令の共済組合員期間を有する場合その期間のうち昭和17年6月～20年8月の期間を被保険者であった期間とみなす。
- 44.12. 6 ~ 60歳以上65歳未満の被保険者で標準報酬等級が第1級から第4級までの者は被保険者であっても支給。ただし、標準報酬等級が第1級であるときは年金額（加給金を除く）の $\frac{20}{100}$ 、第2級は $\frac{40}{100}$ 、第3級は $\frac{60}{100}$ 、第4級は $\frac{80}{100}$ を支給停止。
- 46.11. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。
- 48.11. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。
受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第16級以下であるときは、特例老齢年金を請求することができる。
年金額の支給停止及び改定請求については、老齢年金と同じ。
49. 8. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。
50. 8. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。
51. 8. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第18級以下であるときは、特例老齢年金を請求することができる。

年金額の支給停止及び改定請求は老齢年金と同じ。

52. 6. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

53. 6. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第21級以下であるときは、特例老齢年金を請求することができる。

年金額の支給停止及び改定請求、老齢年金と同じ。

54. 6. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第22級以下であるときは、特例老齢年金を請求することができる。

年金額の支給停止については老齢年金と同じ。

55. 6. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者は、その者の標準報酬等級が第20級以下であるときは、特例老齢年金を支給。

年金額の支給停止及び改定については老齢年金と同じ。

56. 6. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

57. 7. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

59. 4. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

60. 4. 1 ~ 年金額改正 通算老齢年金と同じ。

61. 4. 1 ~ 厚生年金保険に統合。

(4) 障害（廃疾）年金

昭 15. 6. 1 ~ 〔廃疾年金〕職務上外を問わず、療養の給付を受けることができる期間内に治ゆ又はその期間を経過（高級船員は資格喪失後9月を経過）した者で、障害の状態となり、資格喪失前6年間に3年以上被保険者期間のある者。年金額は養老年金と同じ。

20. 4. 1 ~ 〔障害年金〕療養の給付を受けることができる期間2年となる。職務上の資格期間廃止。職務外については、障害の状態となった日前6年間に3年以上の被保険者期間を要する。年金額は職務上については障害の程度に応じて平均報酬月額5月分～8月分、職務外は平均報酬月額4月分。加算については養老年金と同じ。

22.11. 1 ~ 職務上外を問わず年金額は最終報酬月額による。

22.12. 1 ~ 職務外の受給資格制限を障害の状態となった日前6月以上被保険者期間に緩和。

23. 9. 1 ~ 職務上の1級～3級、職務外の1号～6号該当者については、配偶者及び16歳未満の子1人について2,400円を加給。昭和22年12月1日前に受給権が発生した者に支給する職務上の障害年金額を5倍に引上げ。

26. 2. 1 ~ 昭和22年12月1日前の年金額を、職務上は更に2倍（当初の10倍）、職務外は10倍に引上げ。

28.11. 1 ~ 療養の給付を受けることができる期間3年となる。

29. 5. 1 ~ 職務外の年金額については、昭和27年4月以降の平均標準報酬月額により算定。加給金を4,800円に引上げ。従前の年金の最低額を16,000円とする。子の加給金受給制限を18歳に繰下げ。

35. 5. 1 ~ 最低年金額を20,000円に引上げ。

40. 5. 1 ~ 職務外についての障害の程度を1級～3級に区分。職務外の年金額は老齢年金の額の算式に準じ、（最低保障額60,000円）1級及び2級該当者については加給金附加。

任意継続被保険者である期間に発した傷病についても給付の対象とする。

従前の年金の最低額を76,800円とする。

41. 2. 1 ~ 職務上の傷病で、従来障害手当金を支給すべき障害の程度1級相当のものを、7級の障害年金の対象とする。職務上の年金額 = 最終標準報酬月額 × 4.2月～8月（30,000円 +

平均標準報酬月額 $\times \frac{120}{100}$) $\times 0.75 \sim 1.25$ 。職務上の1級～5級該当者については加給金

附加。

従前の職務上年金額について、1級51,000円～7級30,600円をそれぞれ加算し、最低保障額を1級123,000円～7級75,600円とする。

43. 5.11 ~ 職務上の傷病で、従来の1級障害手当金相当の障害のうち、神経系統の障害及び1上肢又は1下肢に仮関節を残す重度の障害を7級障害年金の対象とする。

44.11. 1 ~ 職務上年金の定額部分を48,000円とする。最低年金額を96,000円とする。

加給金を配偶者12,000円、第1子7,200円、第2子以降4,800円とする。

従前の職務上年金額については、職務外 $\frac{1}{2}$ 相当分を1級78,000円～7級46,800円とし

最低保障額を1級174,000円～7級97,200円とする。

45.11. 1 ~ 職務上年金受給者のうち、障害の程度が1級から4級までのものについて、年金額の算出の最終標準報酬月額に乗すべき月数。

1級 8.0月 9.3月 2級 7.0月 8.3月

3級 6.5月 7.2月 4級 6.0月 6.4月

46. 1. 1 ~ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和42年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日の属する年度に応じて、1.21、1.4、1.7又は2.0を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算することとする。

46.11. 1 ~ 職務外の最低保障額を105,600円とする。職務上年金に含まれる職務外相当分の定額部分を55,200円とする。

2以上の年金のうち一が職務上である年金受給権を有する者の併給調整の緩和。

障害の原因となった傷病の発生が昭和43年3月31日以前の職務上年金額を1.2倍～2.0倍に引上げ。

47.11. 1 ~ 障害の原因となった傷病の発生が昭和44年3月31日以前の職務上年金額を1.2倍～2.4倍に引上げ。

48.11. 1 ~ 職務上年金の定額部分を120,000円とする。最低保障額を240,000円とする。

加給金を配偶者28,800円、第1子及び第2子9,600円、第3子以降4,800円とする。

受給権者が障害年金を受ける程度の障害の状態に該当しなくなったときは3年間支給停止。

職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和46年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.32の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。

49. 8. 1 ~ 職務外年金額（加給金を除く）を16.1%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和48年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。

49.11. 1 ~ 職務上年金受給者について年金額の算出の最終標準報酬月額に乗すべき月数の改正。

1級 9.3月 10.4月 2級 8.3月 9.2月 3級 7.2月 8.2月

4級 6.4月 7.1月 5級 5.5月 6.1月 6級 5.0月 5.2月

7級 4.2月 4.4月

50. 8. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を21.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和49年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。

- 51. 8. 1 ~ 職務上年金の定額部分を198,000円とする。最低保障額を396,000円とする。加給金を配偶者72,000円、第1子及び第2子24,000円、第3子以降4,800円とする。
- 51.10. 1 ~ 職務外年金の受給資格期間を船員保険加入期間と、他の公的年金制度加入期間とを合算した期間が6月以上ある時とする。
- 52. 4. 1 ~ 職務上の傷病が初診日から1年6月を経過しても治らず、障害の程度が1級～3級の場合は、障害年金を支給する。
- 52. 6. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を9.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和51年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
- 52. 8. 1 ~ 職務外年金の障害認定日を初診日以後1年6月を経過した日とし、障害認定日においては軽度の障害であった者が、初診日から5年以内にその障害の程度が増進し障害の状態に該当するに至った時は、障害年金を支給する。
職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 53. 6. 1 ~ 職務外年金額（加給金を除く）を6.7%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和52年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
- 54. 6. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和53年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
- 54. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 55. 6. 1 ~ 職務上年金の定額部分を246,000円とする。最低保障額を501,600円とする。加給金を配偶者180,000円、第1子及び第2子60,000円、第3子以降24,000円とする。配偶者が老齢（退職）年金又は障害年金の支給を受けるときは、当該配偶者について計算する加給金の支給を停止する。
- 55. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 56. 6. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を7.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和55年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
- 56. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 57. 7. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を4.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和56年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改

定措置に準じて引き上げる。

- 58. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 59. 4. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を2.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和58年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
- 59. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの年金額については最終標準報酬月額に1.09を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 60. 4. 1 ~ 職務外年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和59年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
- 60. 7. 1 ~ 職務外年金のうち事後重症による障害年金についての初診日から5年以内という請求期限が撤廃され、65歳に達する日の前日までであれば障害年金の請求ができるように改正。
- 60. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 61. 4. 1 ~ 職務外年金は、厚生年金保険に統合。
- 61. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 63. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 平元. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 2. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 3. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成2年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 4. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成3年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 5. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成4年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 6. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成5年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 6.10. 1 ~ 障害年金を支給する程度の障害でなくなった日から起算して、障害年金を受けられる程度の障害の状態に該当しない3年を経過したときは失権とせず支給停止とする。
- 7. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成6年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 8. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成7年3月31日以前に発したものの年金額について

は、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。

- 9. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成8年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 10. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成9年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 11. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成10年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 12. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成11年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 13. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 14. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成13年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 15. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成14年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 16. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 17. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 18. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 19. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 20. 8. 1 ~ 当該障害の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、法第41条第1項の規定を適用して計算した額とする。

(5) 遺族年金（死亡手当金）

- 昭 15. 6. 1 ~ 〔死亡手当金〕職務上外を問わず、3年以上15年未満被保険者であった者が死亡、資格喪失後3月以内に死亡又は療養の給付を受ける者が死亡したとき、遺族に支給。平均報酬月額の3月分（最低額100円）。
- 20. 4. 1 ~ 〔遺族年金〕15年以上被保険者であった者が職務外で死亡、職務上障害年金受給権者が職務外で死亡又は職務外で療養の給付受給期間内に死亡したとき、配偶者、子（15歳未満）、父母、孫、祖父母に支給。年金額は、(1)養老年金受給権者及び15年以上被保険者の職務外死亡は養老年金額の $\frac{1}{2}$ 、(2)職務外障害年金受給権者死亡は障害年金額の $\frac{1}{2}$ 、(3)職務上障害年金受給権者の職務外死亡は平均報酬月額の2.5月分、(4)職務上療養の給

付受給期間内死亡は平均報酬月額の5月分。(3)及び(4)については、15年を超える1年ごとに平均報酬日額の3日分を加算。子1人について平均報酬日額の10日分を加給。

- 22.11.1 ~ 職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、最終報酬月額による。
- 22.12.1 ~ 職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、最終平均報酬月額による。子の加給金受給制限を16歳に繰下げ。
- 23.9.1 ~ 職務上障害年金受給権者死亡及び職務上療養の給付受給期間内死亡については、子1人について2,400円を加給。昭和22年12月1日前に受給権が発生した者に支給する職務上の遺族年金額を5倍に引上げ。
- 26.1.1 ~ 等分支給規定設定。
- 26.2.1 ~ 昭和22年12月1日前の年金額を、職務上は更に2倍(従前の10倍)に引上げ。
- 29.5.1 ~ 老齢年金受給権者死亡によるものの昭和27年3月以前の標準報酬月額4,000円未満は4,000円に引上げ。加給金受給制限を18歳に繰下げ。加給金を4,800円に引上げ。従前の年金の最低額を14,400円(職務上障害年金受給権者死亡によるものは10,000円)とする。厚生年金保険との被保険者期間通算。
- 35.5.1 ~ 最低年金額を14,880円(職務上障害年金受給権者死亡によるものは12,500円)に引上げ。
- 37.4.1 ~ 寡婦、鰥夫、遺児年金を統合。従前の寡婦、鰥夫、遺児年金の受給要件を満して死亡した者の遺族にも支給。年金額 = $(24,000円 + 平均標準報酬月額 \times \frac{8}{1000} \times 180) \times \frac{1}{2}$ 。
ただし、昭和27年4月以降の標準報酬月額により算定。18歳未満の子1人について4,800円を加給。
- 40.5.1 ~ 職務外の年金額は、老齢年金の算出方法に準じて算出した額の $\frac{1}{2}$ (最低保障額60,000円)、
任意継続被保険者である期間中の死亡についても給付の対象とする。
- 40.6.1 ~ 妻の受給資格要件中、年齢に関する要件を廃止。
- 41.2.1 ~ 年金額を、(1)職務上障害年金受給者の職務外死亡の年金額 = 最終標準報酬月額 \times 2.5月 + 7,500円 + 平均標準報酬月額 $\times \frac{30}{100}$ 。(2)職務上死亡の年金額 = 最終標準報酬月額 \times 5月(2.5月) + 15,000円 + 平均標準報酬月額 $\times \frac{60}{100}$ 。
従来の年金額について20,400円(10,200円)を加算し、最低保障額を65,400円(60,000円)とする。
- 44.11.1 ~ 定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については12,000円、職務上死亡については24,000円とする。
最低保障額を96,000円とする。
加給金を第1子7,200円、第2子以降4,800円とする。
15年以上被保険者であった者が職務外で死亡したとき、旧令の共済組合員期間を有する場合その期間のうち昭和17年6月~20年8月の期間を被保険者であった期間とみなす。
従前の職務上年金額については、職務外相当分を31,200円(15,600円)とし、最低保障額を96,000円とする。
- 45.11.1 ~ 法第50条第2号の規定による遺族年金受給者の年金額の算式の最終標準報酬月額に乗すべき月数を2.5月から2.75月に、同条第3号の規定による遺族年金受給者の年金額の算式の最終標準報酬月額に乗すべき月数を5月から5.5月に改正。
- 46.1.1 ~ 昭和42年3月31日以前に死亡原因の生じた職務上年金の年金額については、最終標準報酬月額に、1.2を乗じて、法第50条ノ2第1項第3号を適用して計算することとする。
- 46.5.27 ~ 職務上遺族年金を受ける遺族の範囲に兄弟姉妹を加える。
遺族の範囲から除外する者として18歳以上60歳未満の兄弟姉妹を加える。
- 46.11.1 ~ 職務外の最低保障額を105,600円とする。職務上年金に含まれる職務外相当分の定額部分を、職務上死亡については27,600円、職務上障害年金受給者の職務外死亡については、

13,800円とする。職務上年金の遺族の範囲に兄弟姉妹を含める。

失踪宣告による死亡の場合の支給要件の緩和。

2以上の年金受給権を有する者の併給調整の緩和。

死亡の原因となった傷病の発生が昭和43年3月31日以前の職務上年金額を1.2倍に引上げ。

47.11.1 ~ 死亡の原因となった傷病の発生が昭和44年3月31日以前の職務上年金額を1.2倍～1.4倍に引上げ。

48.11.1 ~ 定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については30,000円、職務上死亡については60,000円とする。

最低保障額を240,000円とする。

加給金を第1子及び第2子9,600円、第3子以降4,800円とする。

職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和46年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該死亡の原因となった傷病の発した日に応じて6.24～1.32の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。

49.8.1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を16.1%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和48年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の改定措置に準じて引き上げる。

職務上年金額のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。

49.11.1 ~ 職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乘すべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行5.5月からその対象となる子の人数に応じ6.1月（1人）～8.2月（4人以上）に改正。

職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乘すべき月数について療養の給付を受けて3年経過後死亡の場合は2.75月の規定を削除。

50.8.1 ~ 職務外年金額（加給金を除く）を21.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和49年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。

職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。

51.8.1 ~ 定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については49,500円、職務上死亡については99,000円とする。

最低保障額を396,000円とする。

加給金を第1子及び第2子24,000円、第3子以降4,800円とする。

寡婦加算制度を導入し、子2人以上の場合は月額5,000円、子1人の場合は月額3,000円、60歳以上の場合は月額2,000円が加算される。

51.10.1 ~ 船員保険の被保険者期間と他の公的年金制度の加入期間とを合算した期間が6カ月以上であれば遺族年金の受給資格期間を満たしたものとする。

職務外年金と共済組合の遺族年金との併給調整。

52.6.1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を9.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和51年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。

職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。

52. 8. 1 ~ 資格喪失後、在職中の職務外の傷病により、初診後5年以内に死亡した場合に遺族年金を支給する。
職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37~1.11の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
53. 6. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を6.7%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和52年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
寡婦加算額を子2人以上の場合は月額6,000円、子1人の場合は月額4,000円、60歳以上の場合は月額3,000円に引き上げる。
54. 6. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和53年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の額の引上げは行わない）。
職務上年金額のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の改定措置に準じて引き上げる。
寡婦加算額を子2人以上の場合は月額7,000円、子1人の場合は月額5,000円、60歳以上の場合は月額4,000円に引き上げる。
54. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35~1.16の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
55. 6. 1 ~ 定額部分を職務上障害年金受給者の職務外死亡については61,500円、職務上死亡については123,000円とする。
最低保障額を501,600円とする。
加給金を第1子及び第2子60,000円、第3子以降24,000円とする。
昭和40年5月1日前において職務上障害年金受給者であった者のうち現行の1級又は2級の障害の状態に該当する者が死亡した場合に、遺族年金を支給する。
55. 8. 1 ~ 寡婦加算額を子2人以上の場合は210,000円、1人の場合は120,000円、60歳以上の場合は120,000円とする。
遺族年金の受給者である妻が他の制度から老齢（退職）年金又は障害年金を受けられる間は、寡婦加算額を支給停止する。
職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07~1.06の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
- 55.11. 1 ~ 職務上年金又は職務上障害年金受給者の職務外死亡による遺族年金のうち、受給権者が55歳以上又は障害の状態にある妻であって加給の対象となる子がない場合においては最終標準報酬月額に職務上年金にあつては0.3月を、職務上障害年金受給者の職務外死亡による遺族年金にあつては0.15月を乗じて得た額を加給する。
職務上年金の額の算式中最終標準報酬月額に乗すべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行5.5月からその対象となる子の人数に応じ6.4月（1人）~8.2月（4人以上）に改正。
56. 6. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を7.8%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和55年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
56. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00~1.06の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。

57. 7. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を4.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和56年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。職務上年金のうち災害補償に対応する部分以外の部分については、職務外年金の額の改定措置に準じて引き上げる。
58. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
59. 4. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を2.0%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和58年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
59. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に1.09を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
60. 4. 1 ~ 職務外年金の年金額（加給金を除く）を3.4%引き上げる（被保険者期間の全部が昭和59年度以降の期間であるものについては、報酬比例部分の引上げは行わない）。
60. 8. 1 ~ 職務上年金のうち当該死亡の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて法第50条ノ2第1項第3号の規定を適用して計算した額とする。
61. 4. 1 ~ 職務外年金は厚生年金保険に統合。
61. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
63. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 平元. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
2. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
3. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成2年3月31日以前に、発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
4. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成3年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
5. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成4年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
6. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成5年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
7. 4. 1 ~ 遺族に含まれる子及び孫の年齢を18歳到達年度末までとする。
年金額の算式中最終標準報酬月額に乗すべき月数を加給金の対象となる子がいる場合に現行6.4月（1人）～8.2月（4人以上）を6.7月～8.2月（3人以上）とすることとする。
7. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成6年3月31日以前に発したものの年金額について

は、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。

- 8. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成7年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 9. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成8年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 10. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成9年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 11. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成10年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 12. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成11年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 13. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 14. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成13年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 15. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成14年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 16. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 17. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 18. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 19. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。
- 20. 8. 1 ~ 当該死亡の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの年金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、法第50条ノ2の規定を適用して計算した額とする。

(6) 通算（特例）遺族年金

昭 51. 10. 1 ~ 通算（特例）老齢年金の受給資格期間を満たした者が死亡したときは、通算（特例）遺族年金を支給する。

通算遺族年金と共済組合及び厚生年金の遺族年金との併給調整。

52. 6. 1 ~ 昭和52年6月分以降の年金額を9.4%引き上げる。

53. 6. 1 ~ 昭和53年6月分以降の年金額を6.7%引き上げる。

- 54. 6. 1 ~ 昭和54年6月分以降の年金額を3.4%引き上げる。
- 56. 6. 1 ~ 昭和56年6月分以降の年金額を7.8%引き上げる。
- 57. 7. 1 ~ 昭和57年7月分以降の年金額を4.0%引き上げる。
- 59. 4. 1 ~ 昭和59年4月分以降の年金額を2.0%引き上げる。
- 60. 4. 1 ~ 昭和60年4月分以降の年金額を3.4%引き上げる。
- 61. 4. 1 ~ 厚生年金保険に統合。

(7) 寡婦・鰥夫・遺児年金

- 昭 23. 9. 1 ~ 6月以上15年未満被保険者であった者が、職務外で死亡、資格喪失前の傷病により資格喪失後2年以内に死亡又は職務外障害年金(1号~6号)受給権者が死亡したとき、妻(50歳以上又は50歳未満で16歳未満の子があるとき)夫(55歳以上)子(16歳未満)に支給。年金額は最終標準報酬月額(2月分)の2月分。遺児1人について2,400円を加給又は増額。
- 26. 1. 1 ~ 等分支給規定設定。
- 29. 5. 1 ~ 継続療養の給付受給者については、療養の給付期間内に死亡したときとする。昭和27年4月以降の平均標準報酬月額により算定。加給(増額)金の受給制度を18歳に繰下げ。加給(増額)金を4,800円に引上げ。従前の年金の最低額8,000円とする。
- 35. 5. 1 ~ 最低年金額を10,000円に引上げ。
- 37. 4. 1 ~ 遺族年金に統合。ただし、昭和37年4月1日現に支給中のものについては従前通り。従前の年金の最低額を14,880円に引上げ。
- 40. 5. 1 ~ 寡婦であって55歳または52歳に達したことにより受給権が発生する者については、昭和40年5月から支給。
従前の年金の最低保障額を60,000円とする。
- 40. 6. 1 ~ 寡婦についての若年失権を廃止。
- 44.11. 1 ~ 96,000円。加給金 第1子 7,200円、第2子以降 4,800円。
- 46.11. 1 ~ 105,600円。
- 48.11. 1 ~ 240,000円。加給金第1子及び第2子9,600円、第3子以降4,800円。
- 49. 8. 1 ~ 昭和49年8月分以降の年金額(加給金を除く)を16.1%引き上げる。
- 50. 8. 1 ~ 昭和50年8月分以降の年金額(加給金を除く)を21.8%引き上げる。
- 51. 8. 1 ~ 396,000円。加給金第1子及び第2子24,000円、第3子以降4,800円。
寡婦加算制度の創設(遺族年金の項を参照)。
- 52. 6. 1 ~ 昭和52年6月分以降の年金額(加給金を除く)を9.4%引き上げる。
- 53. 6. 1 ~ 昭和53年6月分以降の年金額(加給金を除く)を6.7%引き上げる。
寡婦加算額を引き上げる(遺族年金の項を参照)。
- 54. 6. 1 ~ 昭和54年6月分以降の年金額(加給金を除く)を3.4%引き上げる。
寡婦加算額を引き上げる(遺族年金の項を参照)。
- 55. 6. 1 ~ 501,600円。加給金第1子及び第2子60,000円、第3子以降24,000円。
- 55. 8. 1 ~ 寡婦加算額を引き上げる(遺族年金の項を参照)。
- 56. 6. 1 ~ 昭和56年6月分以降の年金額(加給金を除く)を7.8%引き上げる。
- 57. 7. 1 ~ 昭和57年7月分以降の年金額(加給金を除く)を4.0%引き上げる。
- 59. 4. 1 ~ 昭和59年4月分以降の年金額を2.0%引き上げる。
- 60. 6. 1 ~ 昭和60年4月分以降の年金額を3.4%引き上げる。
- 61. 4. 1 ~ 厚生年金保険に統合。

(8) 障害(廃疾)手当金

- 昭 15. 6. 1 ~ 〔廃疾手当金〕職務上外を問わず、療養の給付を受けることができる期間内に治癒又はその期間を経過(高級船員は資格喪失後9月を経過)した者で、資格喪失前6年間に3年以上被保険者期間のある者。平均標準報酬月額の7月分。
- 20. 4. 1 ~ 〔障害手当金〕職務外については、障害の状態となった日前6年間に3年以上の被保険

者期間を要する。支給額は、職務上は平均報酬月額 \times 2月分～25月分。職務外は平均報酬月額 \times 10月分。

- 22.11.1～支給額は最終報酬月額による。
- 22.12.1～職務外の受給資格制限を障害の状態となった日前6月以上被保険者期間に緩和。
- 29.5.1～職務外については、昭和27年4月以降の平均標準報酬月額による。
- 40.5.1～職務外については、療養の給付を受けることができる期間内に治ゆした者に支給。障害手当金の額は、老齢年金の額の算出方法に準じて算出した額の $\frac{150}{100}$ 。
任意継続被保険者である期間に発した傷病についても給付の対象とする。
- 41.2.1～職務上について障害の程度を1級～7級に区分。障害手当金の額は、最終標準報酬月額 \times 2月分～20月分。
- 43.5.11～職務上の傷病で、従来の5級障害手当金相当の障害のうち、比較的重度の神経系統の障害を2級障害手当金の対象とするとともに、新たにこれと同程度の精神の障害を2級障害手当金の対象とする。
- 49.11.1～職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 50.8.1～職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 51.10.1～職務外の受給資格要件を船員保険加入期間と他の公的年金制度加入期間を合算した期間が6月以上ある時とする。
- 52.8.1～職務外の障害認定は、初診日以後5年以内に延長。
職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 54.8.1～職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 55.8.1～職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 56.8.1～職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 58.8.1～職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 59.8.1～職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの額については、最終標準報酬月額に1.09を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 60.8.1～職務上障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて法第41条ノ3第1号の規定を適用して計算した額とする。
- 61.4.1～職務外障害手当金は厚生年金に統合。
- 61.8.1～障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07

の手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。

- 16. 8. 1 ~ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 17. 8. 1 ~ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 18. 8. 1 ~ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 19. 8. 1 ~ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 20. 8. 1 ~ 障害手当金のうち当該障害の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの手当金額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、法第41条ノ3の規定を適用して計算した額とする。

(9) 障害差額一時金

- 昭 40. 5. 1 ~ 職務上の障害年金の受給者が、6年分に相当する額の障害年金を受けことなく障害手当金を受け程度の障害の状態になったときその差額を一時金として支給（その障害の程度に応ずる職務上の障害手当金の額に相当する額を限度とする）。
- 41. 2. 1 ~ 職務上の障害年金受給者の障害の程度が軽くなって失権した際、なお障害手当金を受け程度の障害の状態にある場合、船員法に定める災害補償に相当する額と支給済みの障害年金との差額を一時金として支給。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。
- 48.11. 1 ~ 職務上の障害年金受給者の障害の程度が障害年金を受け程度でなくなり、その状態のまま3年を経過した際、なお障害手当金を受け程度の障害の状態にある場合、船員法に定める災害補償に相当する額と支給済みの障害年金との差額を一時金として支給。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。
- 48.12. 1 ~ 最終標準報酬月額に、障害年金の支給の基礎となった障害の程度に応じて、48月～25月の月数を乗じて得た額と支給済みの障害年金との差額を支給することとする。ただし、障害手当金の額に相当する額を限度とする。
- 49.11. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 50. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 52. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 54. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
- 55. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。

56. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
58. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの額については、差額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
59. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの額については、差額に1.09を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
60. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて法第42条第1項の規定を適用して計算した額とする。
61. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて法第42条の規定を適用して計算した額とする。
63. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 平元. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて法第42条の規定を適用して計算した額とする。
2. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
3. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成2年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
4. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成3年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
5. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成4年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
6. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成5年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
7. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成6年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
8. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成7年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
9. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成8年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
10. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成9年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。

- 11. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成10年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 12. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成11年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 13. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 14. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成13年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 15. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成14年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 16. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じての25.10～0.98の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 17. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じての25.03～0.98の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 18. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じての25.12～0.98の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 19. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じての25.07～0.98の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。
- 20. 8. 1 ~ 差額のうち当該障害の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じての25.11～0.98の率を乗じて、法第42条の規定を適用して計算した額とする。

(10) 脱退手当金

- 昭 15. 6. 1 ~ 3年以上15年未満被保険者であった者が死亡又は資格喪失後1年6月を経過したとき支給。被保険者期間3年以上4年未満は平均報酬月額の1.5月分、4年以上は0.5月分又は1月分を加えた額。特別脱退手当金併設。
- 20. 4. 1 ~ 生存脱退については待期を1年に短縮し、平均報酬月額の3月分～18月分、3年以上15年未満被保険者であった者の職務外死亡については、平均報酬月額の5月分～23月分、6月以上3月未満被保険者であった者の死亡については、平均報酬日額の15日分～50日分を支給。
- 21.10.29 ~ 生存脱退の待期1年を撤廃。
- 22.12. 1 ~ 6月以上15年未満被保険者の生存脱退は平均報酬月額の0.5月分～18月分、死亡脱退は1月分～23月分。
- 23. 9. 1 ~ 3年以上15年未満被保険者が死亡、資格喪失後50歳を超えたとき又は50歳を超えて資格喪失したときは平均標準報酬月額の3月分～18月分、6月以上15歳未満被保険者の職務外死亡又は女子が婚姻、分娩のため資格喪失したときは平均標準報酬月額の1月分～23月分。
- 26. 1. 1 ~ 等分支給規定設定。
- 29. 5. 1 ~ 3年以上15年未満被保険者が、資格喪失後55歳を超えたとき、55歳を超えて資格喪失し

たとき又は2年以上15歳未満女子被保険者が資格喪失したとき、平均標準報酬月額
の0.6月分～5.3月分を支給。

昭和29年5月1日前3年以上被保険者については特例による。死亡による脱退手当金廃
止。

36. 4. 1 ~ 被保険者期間3年以上の者が、60歳以後資格喪失したとき又は資格喪失後60歳に達した
とき支給。手当金額は、被保険者期間に応じて平均標準報酬月額の0.9月分～5.3月分。

36.11. 1 ~ 昭和36年11月1日前に受給権を取得した者及び次のいずれかに該当する者に従前の例
(男子は被保険者期間3年以上で55歳、女子は被保険者期間2年以上で年齢制限なし)
による脱退手当金を支給する。

明治44年4月1日以前に生まれた者。昭和36年11月1日から引き続き被保険者であ
り、同日から5年以内に資格喪失した女子。

40. 6. 1 ~ 昭和46年5月31日までに資格喪失した女子には年齢に関係なく支給する。

44.11. 1 ~ 平均標準報酬月額を計算する場合に12,000円未満の標準報酬月額は、12,000円とする。

46.11. 1 ~ 昭和51年5月31日までに資格喪失した女子には年齢に関係なく支給する。

48.11. 1 ~ 昭和53年5月31日までに資格喪失した女子には年齢に関係なく支給する。

61. 3.31 ~ 廃止。

(11) 遺族一時金

昭 20. 4. 1 ~ 職務上の傷病で療養の給付受給期間内に死亡し、遺族年金の支給を受ける者がいないと
きは、平均報酬月額の36月分を遺族に支給。被保険者期間15年を超える1年について平
均報酬日額の36日分を加算。

22.11. 1 ~ 支給額は最終報酬月額による。

22.12. 1 ~ 支給額は最終平均報酬月額による。

26. 1. 1 ~ 等分支給規定設定。

49.11. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和47年3月31日以前に発したものの額については、最終
標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて6.24～1.37の率を乗じて法第42条ノ3第1
項の規定を適用して計算した額とする。

50. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和49年3月31日以前に発したものの額については、最終
標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて9.23～1.24の率を乗じて法第42条ノ3第1
項の規定を適用して計算した額とする。

52. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和51年3月31日以前に発したものの額については、最終
標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて12.37～1.11の率を乗じて法第42条ノ3第
1項の規定を適用して計算した額とする。

54. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和52年3月31日以前に発したものの額については、最終
標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて14.35～1.16の率を乗じて法第42条ノ3第
1項の規定を適用して計算した額とする。

55. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和54年3月31日以前に発したものの額については、最終
標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて15.07～1.06の率を乗じて法第42条ノ3第
1項の規定を適用して計算した額とする。

56. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和55年3月31日以前に発したものの額については、最終
標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて16.00～1.06の率を乗じて法第42条ノ3第
1項の規定を適用して計算した額とする。

58. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和56年3月31日以前に発したものの額については、最終
標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて17.49～1.10の率を乗じて法第42条ノ3第
1項の規定を適用して計算した額とする。

59. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和56年度中に発したものの額については、最終標準報酬
月額に1.09を乗じて法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。

60. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和58年3月31日以前に発したものの額については、最終

標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて法第42条ノ3第1項の規定を適用して計算した額とする。

- 61. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和59年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて18.80～1.07の率を乗じて法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 63. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和60年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.07の率を乗じて法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 平 元. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和62年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて20.10～1.06の率を乗じて法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 2. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、昭和63年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて21.69～1.06の率を乗じて法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 3. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成2年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて22.20～1.03の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 4. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成3年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.14～1.04の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 5. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成4年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.61～1.02の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 6. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成5年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて23.97～1.02の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 7. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成6年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.51～1.02の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 8. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成7年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて24.81～1.01の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 9. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成8年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.16～1.01の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 10. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成9年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.41～1.01の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 11. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成10年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.31～1.00の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 12. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.39～1.00の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 13. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成12年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.52～1.00の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。

- 14. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成13年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.32～0.99の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 15. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成14年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.99の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 16. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成15年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.10～0.98の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 17. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成16年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.03～0.98の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 18. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成17年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.12～0.98の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 19. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成18年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.07～0.98の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。
- 20. 8. 1 ~ 死亡の原因となった傷病が、平成19年3月31日以前に発したものの額については、最終標準報酬月額に当該傷病の発した日に応じて25.11～0.98の率を乗じて、法第42条ノ3の規定を適用して計算した額とする。

(12) 年金差額一時金

- 昭 15. 6. 1 ~ 養老年金、廃疾年金（15年以上被保険者期間）受給権者が死亡したときは、支給を受けた年金額が5年分に満たないときはその差額、廃疾年金（15歳未満被保険者期間）受給権者が死亡したときは、脱退手当金と平均報酬月額の7月分との合算額と支給を受けた年金額との差額を遺族に支給。
- 20. 4. 1 ~ 養老年金、障害年金（職務上及び職務外で15年以上被保険者）職務外遺族年金受給権者の死亡については6年分との差額、職務上遺族年金受給権者の死亡については平均報酬月額の36月分との差額、障害年金（職務外で15年未満被保険者）受給権者死亡については、脱退手当金と平均報酬月額の10月分との合算額と支給を受けた年金額との差額を遺族に支給。
- 22.11. 1 ~ 支給額は最終報酬月額による。
- 22.12. 1 ~ 支給額は最終平均報酬月額による。
- 23. 9. 1 ~ 寡婦、鰥夫、遺児年金受給権者の死亡については脱退手当金との差額を支給。
- 26. 1. 1 ~ 等分支給規定設定。
- 29. 5. 1 ~ 職務外の年金差額一時金を廃止。

(13) 行方不明手当金

- 昭 38. 8. 1 ~ 被保険者が1月以上職務上の事由で行方不明となったとき、3月を限度として、1日について標準報酬日額相当額を被扶養者に支給。

(14) 前払一時金

- 昭 56.11. 1 ~ 職務上の障害年金（傷病が治癒していない場合に支給する障害年金を除く。）又は職務上の遺族年金の受給権者が請求したときは、その者に支給すべき船員法に規定する災害補償に相当する保険給付の額の範囲内で障害前払一時金又は遺族前払一時金として支給。

(15) その他

- 昭 57.10. 1 ~ 船員保険法中「廃疾」を「障害」に改める。

そ の 他

- 昭 41.11. 1 ~ 船員保険の年金給付支払事務・源泉徴収事務が社会保険庁で実施される。
- 44.11. 1 ~ 船員保険の年金給付の裁定事務を電子計算組織により処理することとなる。
45. 6. 1 ~ 船員保険の被保険者の資格記録事務を電子計算組織により処理することとなり、被保険者に対し年金番号証を交付する。
49. 11. 1 ~ 年金番号証を三制度共通（船員保険、厚生年金保険、国民年金）の年金手帳に改める（昭和49年11月1日以前に交付された年金番号証は年金手帳とみなされる）。

費用の負担

1. 保 険 料

- 昭 15. 6. 1 ~ 強制 - : $\frac{82}{1000}$ （ただし、高級船員 $\frac{64}{1000}$ ）。年金任継 - : $\frac{64}{1000}$ 。
 保険料納付期限は翌月末（年金任意継続保険者の保険料納付期限はその月の10日）。
- 18.10. 1 ~ 強制 - : $\frac{100}{1000}$ （ただし、高級船員 $\frac{64}{1000}$ ）。年金任継 - : $\frac{64}{1000}$ 。
20. 4. 1 ~ 強制 - : $\frac{172}{1000}$ 年金任継 - : $\frac{122}{1000}$ 。
20. 7.16 ~ 保険料は年4回に分納。
21. 4. 1 ~ 保険料納付期限は翌月末。
- 22.11. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{192}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{170}{1000}$ 。年金任継 - : $\frac{123}{1000}$ 。
23. 9. 1 ~ 〔暫定〕失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{115}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{93}{1000}$ 。
 年金任継 - : $\frac{100}{1000}$ 。
24. 6. 1 ~ 〔暫定〕失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{130}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{110}{1000}$ 。
 年金任継 - : $\frac{100}{1000}$ 。
26. 1. 1 ~ 〔暫定〕失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{160}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{140}{1000}$ 。
 年金任継 - : $\frac{100}{1000}$ 。
29. 5. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{161}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{145}{1000}$ 。年金任継 - : $\frac{35}{1000}$ 。
32. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{166}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{152}{1000}$ 。年金任継 - : $\frac{35}{1000}$ 。
35. 5. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{169}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{158}{1000}$ 。年金任継 - : $\frac{42}{1000}$ 。
40. 5. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{194}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{183}{1000}$ 。
40. 6. 1 ~ 年金任継 - : $\frac{67}{1000}$ 。
 年金任意継続被保険者について保険料の前納制度を設定。
41. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{202}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{191}{1000}$ 。
42. 8. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{205}{1000}$ （特例措置）。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{194}{1000}$ （特例措置）。
44. 9. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{205}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{194}{1000}$ 。
- 44.11. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{216}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{205}{1000}$ 。年金任継 - : $\frac{78}{1000}$ 。

- 45.11.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{222}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{211}{1000}$ 。
- 46.1.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{223}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{212}{1000}$ 。
 (注) 昭和46年1月からメリット保険料制が導入され、月平均100人以上の被保険者を使用する船舶所有者の保険料率は職務上の事由により災害の発生状況に応じて上記の保険料率の $\frac{6}{1000}$ の範囲で増加又は減少されることとなった。
- 46.11.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{225}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{214}{1000}$ 。年金任
 継 - : $\frac{80}{1000}$ 。
- 48.11.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{240}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{229}{1000}$ 。年金任
 継 - : $\frac{95}{1000}$ 。
 (注) 疾病部門の保険料率について、上下0.7%の範囲内で変更できる調整規定を設けた。
- 50.1.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{242}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{231}{1000}$ 。
- 51.7.1 ~ 疾病任継(創設) - : $\frac{72}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者の保険料納付期限はその月の10日。
- 51.8.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{253}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{242}{1000}$ 。年金任
 継 - : $\frac{106}{1000}$ 。
- 52.4.1 ~ メリット保険料率の調整幅を35%の範囲内に拡大。
- 53.2.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{257}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{246}{1000}$ 。(保険
 料率調整規定の適用による)
- 53.3.1 ~ 疾病任継 - : $\frac{76}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)
- 54.6.8 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{260}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{246}{1000}$ 。
- 55.10.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{279}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{265}{1000}$ 。
- 55.11.1 ~ 年金任継 - : $\frac{125}{1000}$ 。
- 55.12.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{284}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{270}{1000}$ 。
- 56.3.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{294}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{280}{1000}$ (保険料
 率調整規定の適用による)
 疾病任継 - : $\frac{86}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)
- 57.4.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{304}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{290}{1000}$ (保険料
 率調整規定の適用による)
 疾病任継 - : $\frac{96}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)
 (注) 疾病部門の保険料率について、上下2.9%の範囲内で変更できることとした。
- 59.4.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{305}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{291}{1000}$ (災害保
 険料率の引上げ)
- 59.8.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{310}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{291}{1000}$ (失業保
 険料率の引上げ)
 (注) 失業部門の保険料率について、上下0.2%の範囲内で変更できることとした。
- 60.10.1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{321}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{302}{1000}$ 。年金任
 継 - : $\frac{136}{1000}$ 。(年金保険料率の引上げ)

(注) 特別失業保険料率の創設、最大0.5%の範囲内で船舶所有者から徴収。

61. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{185}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{166}{1000}$ (職務外年金の厚生年金保険への統合による)
- 平 元. 3. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{188}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{168}{1000}$ (疾病、失業、災害保険料率の引上げ)
- 元. 4. 1 ~ 疾病任継 - : $\frac{97}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)
2. 3. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{192}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{172}{1000}$ (疾病、災害保険料率の引上げ)
2. 4. 1 ~ 疾病任継 - : $\frac{99}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)
3. 3. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{195}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{175}{1000}$ (保険料率調整規定の適用及び災害保険料率の変更)
3. 4. 1 ~ 疾病任継 - : $\frac{102}{1000}$ (保険料率調整規定の適用による)
15. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{187}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{169}{1000}$ (総報酬制導入)
- 疾病任継 - : $\frac{105}{1000}$ (保険料調整規定の適用による)
19. 4. 1 ~ 失業保険の適用を受ける者 - : $\frac{181}{1000}$ 。失業保険の適用を受けない者 - : $\frac{169}{1000}$ (失業保険料率の引下げ)
21. 4. 1 ~ 21年4月分から12月までの失業部門の保険料率のうち、被保険者負担分について $\frac{4}{1000}$ とする。

2. 介護保険第2号被保険者に該当する者の介護保険料率

- 平 12. 4. 1 ~ $\frac{3}{1000}$ 。
13. 1. 1 ~ $\frac{15.9}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については2月1日から適用。
13. 3. 1 ~ $\frac{16.6}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
14. 3. 1 ~ $\frac{16.5}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
15. 4. 1 ~ $\frac{9.7}{1000}$ 。
16. 3. 1 ~ $\frac{12.5}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
19. 3. 1 ~ $\frac{14.3}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
20. 3. 1 ~ $\frac{13.1}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。
21. 3. 1 ~ $\frac{13.4}{1000}$ 。疾病任意継続被保険者については4月1日から適用。

3. 国庫負担(補助)

- 昭 15. 6. 1 ~ 給付額の $\frac{1}{5}$ (ただし、療養の給付及び傷病手当金を除く)事務費の全部。
18. 4. 1 ~ 戦時加算により増加する保険給付費の全額。
20. 4. 1 ~ 葬祭料に要する費用については負担しない。
- 22.11. 1 ~ 失業給付費の $\frac{1}{3}$ 。
- 22.12. 1 ~ 災害補償相当給付については負担しない。
29. 5. 1 ~ 療養費、分娩の給付についても負担しない。

- 30年度～ 予算の範囲内で疾病給付費等の一部を補助。
- 34年度～ 失業給付費の $\frac{1}{4}$ （ただし、 $\frac{1}{3}$ まで負担することができる）。
- 35.7.19～ 職務上の傷病給付で3年を経過した分について政令に定めるところによりその一部を負担。
（注） 政令未制定。
- 40.5.1～ 給付額の $\frac{1}{4}$ （ただし、療養の給付、傷病手当金、療養費、分娩の給付、年金額の $\frac{20}{100}$ 相当額が支給停止される老齢年金・通算老齢年金及び葬祭料に要する費用並びに災害補償相当給付に要する費用を除く）
- 41.2.1～ 災害補償相当給付に要する費用のうち政令で定める部分以外の部分について負担の対象とする（ $\frac{1}{4}$ ）。
- 58.2.1～ 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する事務費を負担。
- 59.10.1～ 退職者給付拠出金の納付に要する事務費も負担。
- 平 7.4.1～ 雇用継続給付費の $\frac{1}{10}$ 。
- 10.4.1～ 求職者等給付費の国庫負担割合（高齢求職者給付を除く）の引き下げ（ $\frac{1}{4}$ から $\frac{1}{5}$ へ引き下げ）。
赤字の場合の国庫負担の停止（ $\frac{1}{3}$ から国庫負担なし）。
高齢求職者給付の国庫負担廃止（ $\frac{1}{4}$ から国庫負担なし）。
雇用継続給付費の国庫負担割合の引き下げ（ $\frac{1}{10}$ から $\frac{7}{100}$ へ引き下げ）。
- 13.4.1～ 求職者等給付費の国庫負担割合（高齢求職者給付を除く）を本則割合である $\frac{1}{4}$ へ引き上げ（赤字の場合最大 $\frac{1}{3}$ まで負担する規則の復活）。
雇用継続給付費の国庫負担割合を本則割合である $\frac{1}{8}$ 。
- 19.4.1～ 高齢雇用継続基本給付金及び高齢再就職給付金の国庫負担の廃止。
求職者等給付及び雇用継続給付について、当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の $\frac{55}{100}$ に相当する額を負担する。